

吉川市自殺対策計画

2019年度～2023年度

**誰も自殺に追い込まれない
吉川市を目指して**

吉川市

あいさつ

全国の自殺死亡者数は、近年減少傾向にあるものの、依然として年間2万人を超えており、自殺者数の割合は主要先進7カ国の中でも最も高い状況とされています。平成28年4月自殺対策基本法が10年ぶりに改正、また平成29年7月自殺総合対策大綱が閣議決定され、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるとの認識の下、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」として自殺対策のさらなる推進を掲げ、すべての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務づけられました。



本市におきましては、残念ながら年間10人前後の方が、尊い命を自ら絶っている状況にあります。本市の交通事故による年間死亡者数が1人程度の状況を鑑みますと、この数は非常事態と言わざるを得ません。

このような中、平成28年3月に吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、基本目標に「市民の幸福実感を追及」を掲げ、心身の健康を維持し、いきいきと元気に活動できるまちをつくることを目指しています。このたびの「吉川市自殺対策計画」は、生きることの阻害要因となる自殺のリスクを減らすとともに、生きることの促進要因を増やす「生きることの包括的な支援」として策定しており、これは「市民の幸福実感を追及」を達成するための重要な計画にもなっています。

このたびの計画によって「誰も自殺に追い込まれることのないまち」ひいては「市民の幸福実感を達成できるよう、命を支える対策を進めてまいります。

結びに、吉川市自殺対策計画策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員の皆さまをはじめ、関係されました多くの皆さまに対し心より感謝と御礼を申し上げます。

平成31年3月

吉川市長 中原 恵人

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 3
- 2 計画の位置づけ 5

第2章 自殺の現状

- 1 全国の自殺の動向 11
- 2 埼玉県の自殺の動向 13
- 3 吉川市の自殺の現状 14

第3章 自殺対策を推進するために

- 1 計画の基本的な考え方 27
- 2 基本目標 30
- 3 施策の体系 31

第4章 自殺対策計画の展開

- 目標1 相談・支援体制の充実
 - 1-1 ころとからだの相談支援《重点》 35
 - 1-2 生活困窮者に対する支援 《重点》 36
 - 1-3 職業的自立へ向けた支援 37
 - 1-4 遺された人への支援 37
 - 1-5 多様な相談支援体制の構築 38
- 目標2 理解を深め行動できる人材の育成
 - 2-1 「気づき」「つなぐ」人材の育成 39
 - 2-2 自殺対策を支える人材の育成 40
 - 2-3 SOSを発信できる人を増やす取組の推進 40
- 目標3 生きやすさを支える事業の展開
 - 3-1 自己肯定感の向上につながる活動の推進 41
 - 3-2 住民等の関心と理解を深める取組 42
 - 3-3 多様な手段による情報発信 42
- 目標4 ひとりで悩みを抱えこまない環境づくり
 - 4-1 地域の見守りの強化と孤独・孤立の予防《重点》 43
 - 4-2 生活支援の充実 44
 - 4-3 居場所づくりの推進 45

目標5 地域連携による自殺防止	
5-1 包括的な支援のための連携の推進	46
5-2 自殺未遂者等への支援	47

第5章 自殺対策を効果的に推進するために

1 指標の設定	51
2 関係機関との連携と施策の進行管理	52

資料編

1 吉川市自殺対策計画策定委員会設置要綱	55
2 吉川市自殺対策計画策定委員会委員名簿	57
3 自殺対策計画の展開（一覧）	58
4 相談等の窓口	64

命を支える活動紹介

吉川市障がい者相談支援センターすずらん	36
自死遺族 分かち合い・支えあいの会「おおきな木」	37
埼玉いのちの電話	38
ゲートキーパー養成講座	39
教育現場の取組	40
吉川市要援護者見守りネットワーク	44
みんなの食堂 ころあい	45

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

深刻な自殺者数

わが国の自殺者数は、1998（平成 10）年以降、3 万人を超える高い水準が続き、2003（平成 15）年には最多となりました。その後横ばい状態が続き、2010（平成 22）年以降にようやく減少傾向となりました。

国では、1998（平成 10）年以降に自殺者数の深刻な状況が続いていたことを受けて、2006（平成 18）年6月に「自殺対策基本法」が成立し、10月より施行されました。また2007（平成 19）年6月には、自殺対策基本法に基づき、国で推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が策定されました。その後、2008（平成 20）年10月に一部改正、2012（平成 24）年8月に全体的な見直しが行われました。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指して

その後、2016（平成 28）年4月に改正自殺対策基本法が施行され、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定するものとされました。2017（平成 29）年7月には「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。この中で、自殺総合対策の基本理念や基本方針等が整理され、最終的に目指すべき姿として「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を掲げています。ここでいう自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを軽減させることとされています。



資料：厚生労働省自殺対策推進室
「平成 29 年度中における自殺の状況」より引用

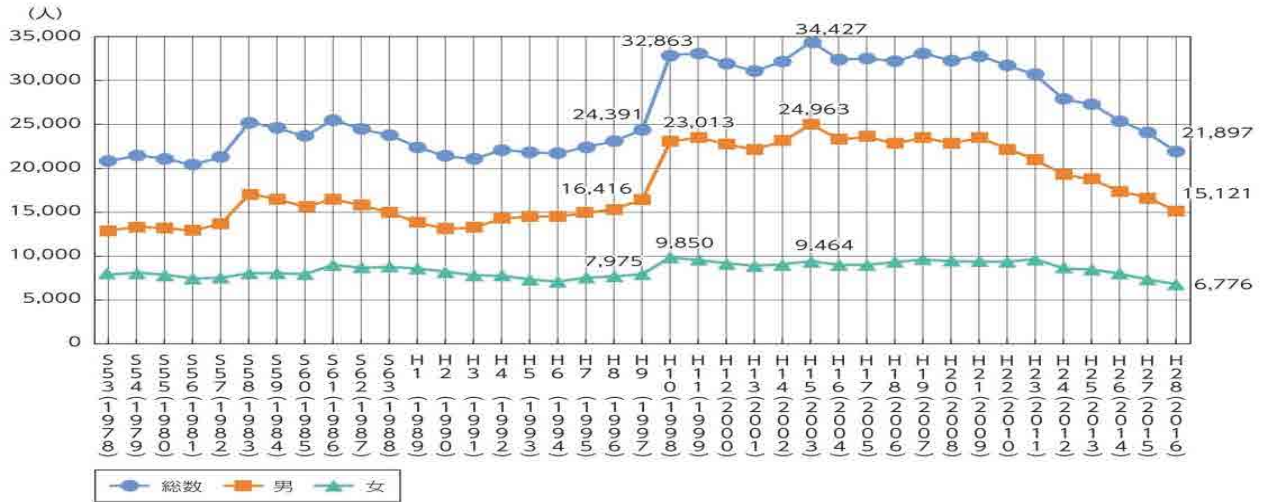
埼玉県では、「埼玉県地域保健医療計画」や国の「自殺総合対策大綱」の趣旨をふまえて、2008（平成 20）年9月策定した「埼玉県自殺対策推進ガイドライン」を進化・発展させ、自殺対策基本法第 13 条第 1 項に基づき、2018（平成 30）年3月「埼玉県自殺対策計画」が策定されました。

本市では、このような国や県の動向をふまえ、すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、「吉川市自殺対策計画」を策定するものです。

【参考】国の動向

■我が国の自殺対策をめぐる主な動き

【図表1 自殺者数の推移】



資料:「平成 29 年自殺対策白書」より引用 警察庁「自殺統計」

【図表2 自殺対策をめぐる主な動き】

平成 17 年	5 月	民間団体と議員有志の共催による自殺対策シンポジウム開催
	7 月	参議院厚生労働委員会「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」
	12 月	自殺対策関係省庁連絡会議において「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」取りまとめ
平成 18 年	5 月	民間団体が「自殺防止を考える議員有志の会」へ「自殺対策の法制化を求める要望書」を提出
	6 月	民間団体が「法制化を求める 10 万筆超の署名」を参議院議長に提出 「自殺対策基本法」成立(全会一致で可決)
平成 19 年	4 月	内閣府自殺対策推進室設置
	6 月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
	9 月	初の「自殺予防週間」の実施
	11 月	初の「自殺対策白書」閣議決定
平成 20 年	5 月	民間団体が「自殺実態白書2008」を公表(内閣府特命担当大臣に提出)
	10 月	「自殺対策加速化プラン」決定(自殺総合対策会議)
		「自殺総合対策大綱」一部改正
平成 21 年	5 月	平成 21 年度第一次補正予算「地域自殺対策緊急強化基金」
	11 月	「自殺対策100日プラン」発表(自殺対策緊急戦略チーム)
平成 22 年	2 月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定(自殺総合対策会議)
	3 月	初の「自殺対策強化月間」の実施(睡眠キャンペーン等) 内閣府本府参加が「自殺リスクの要因分析」発表
	4 月	「地域における自殺の基礎資料(詳細資料)」の公表開始
平成 23 年	6 月	東日本大震災に関連する月別自殺者数の把握開始
	11 月	「地域自殺対策緊急強化基金」の積み増し
平成 24 年	3 月	「よりそいホットライン」が全国で運用開始
	8 月	「自殺総合対策大綱」の見直し
平成 25 年	2 月	「地域自殺対策緊急強化基金」の積み増し
	10 月	自殺対策を推進する議員の会(議員の会)発足
	11 月	議員の会「自殺対策に不可欠な財源確保に対する緊急要望」
平成 26 年	2 月	「地域自殺対策緊急強化基金」の積み増し
	6 月	議員の会「若者自殺対策に関する緊急要望」
平成 27 年	2 月	平成 26 年度補正予算「地域自殺対策強化交付金」
	5 月	民間団体と議員の会の共催による「自殺総合対策の更なる推進を求める院内集会」開催
	6 月	参議院厚生労働委員会「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」
平成 28 年	3 月	「自殺対策基本法の一部を改正する法律」成立(全会一致で可決)
	4 月	自殺対策推進業務が厚生労働省に移管 平成 28 年度当初予算「地域自殺対策強化交付金」

資料:「平成 28 年自殺対策白書」より引用

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

2016（平成 28）年に改正された「自殺対策基本法」第 13 条において、都道府県及び市町村は、国の自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとするとされました。

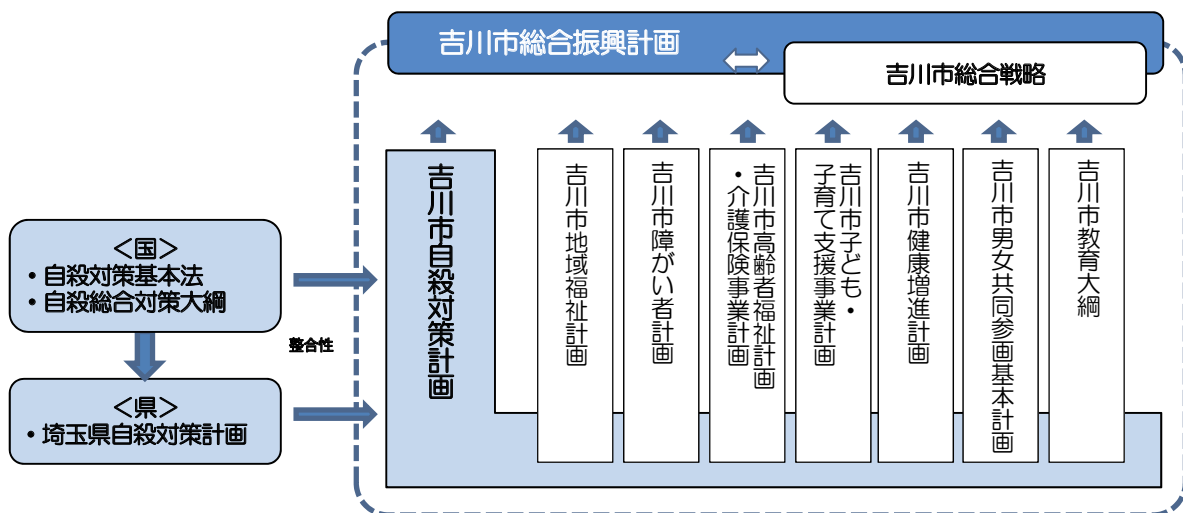
本計画は、「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。策定にあたっては、国の「自殺総合対策大綱」の趣旨をふまえつつ、「埼玉県自殺対策計画」との整合性を図ります。

「自殺対策基本法」 第 13 条第 2 項

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする

また、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、生きることの包括的な支援として実施していく必要があります。

そのためにも本計画では、各分野にわたるさまざまな施策を「自殺対策」という観点から整理し、各種関連する施策と連動させていけるよう、整合性を図ります。



【参考】自殺対策基本法の概要

2006（平成18）年10月28日に施行、2016（平成28）年4月1日に改正。自殺対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めた。

目的規定の改正（第1条）		
○目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加		
基本理念の追加（第2条第1項・第5項）		
○自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない		
○自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない		
国の責務の改正（第3条第3項）	自殺予防週間・自殺対策強化月間（第7条）	関係者の連携協力（第8条）
○国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助	○自殺予防週間（9月10日～9月16日）を設け、啓発活動を広く展開 ○自殺対策強化月間（3月）を設け、自殺対策を集中的に展開	○国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力
都道府県自殺対策計画等（第13条）		
○都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める		
都道府県・市町村に対する交付金の交付（第14条）		
○国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付		
基本的施策の拡充		
[調査研究等の推進・体制の整備]（第15条）		
①自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供		
②国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備		
[人材の確保等]（第16条）		
自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講じるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加		
[心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等]（第17条）		
①国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定		
②学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める		
[医療提供体制の整備]（第18条）		
自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定		
必要な組織の整備（第25条）	施行期日（附則）	
○政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備	○平成28年4月1日から施行	

資料「平成29年自殺対策白書」より引用

【参考】自殺総合対策大綱の策定

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。

2007（平成 19）年6月に初めての自殺総合対策大綱が閣議決定された。自殺対策を進める上での6つの基本的考え方を示し、青少年（30歳未満）、中高年（30～64歳）、高齢者（65歳以上）の3世代に分けて、各世代の自殺の特徴と取り組むべき自殺対策の方向を示した。また当面、特に集中すべきものを設定した。

2016（平成 28）年には自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態をふまえた見直しが行われ、2017（平成 29）年7月を以て「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下させる**
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

資料:厚生労働省 HP・「自殺総合対策の概要」より引用

(2) 本計画と持続可能な開発目標 (SDGs)



「SDGs (エス・ディー・ジーズ)」とは、2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際目標であり、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した 17 の目標のことです。

「SDGs」では、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) 社会の実現を目指し、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

この SDGs の目標と本計画に定める施策の目標とは、健康・福祉分野をはじめ、重なる部分が多くあるため、本計画に位置付ける施策を着実に実施することで、SDGs の目標達成に向けた取組が推進されるものと捉えています。

(3) 計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね 5 年を目途に見直すこととされていることをふまえ、本計画の期間は 2019 (平成 31) 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

ただし、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」が改正された場合等、必要に応じて見直しを行います。

第2章

自殺の現状

【統計データの見方】

○自殺に関する統計には、主に厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の2種類がある。2つの統計は、調査対象や時点、事務手続きの違いがある。

	人口動態統計	自殺統計
提供元	厚生労働省	警察庁
調査対象	日本における日本人	日本における外国人も含めた総人口
調査時点	住所地を基に死亡時点で計上	発見地を基に自殺死体発見時点で計上
事務手続き	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理し、死亡診断書等について自殺であった旨の訂正がない場合は、自殺に計上しない。	捜査等により、死亡した理由が自殺であると判明した時点で、自殺に計上する。

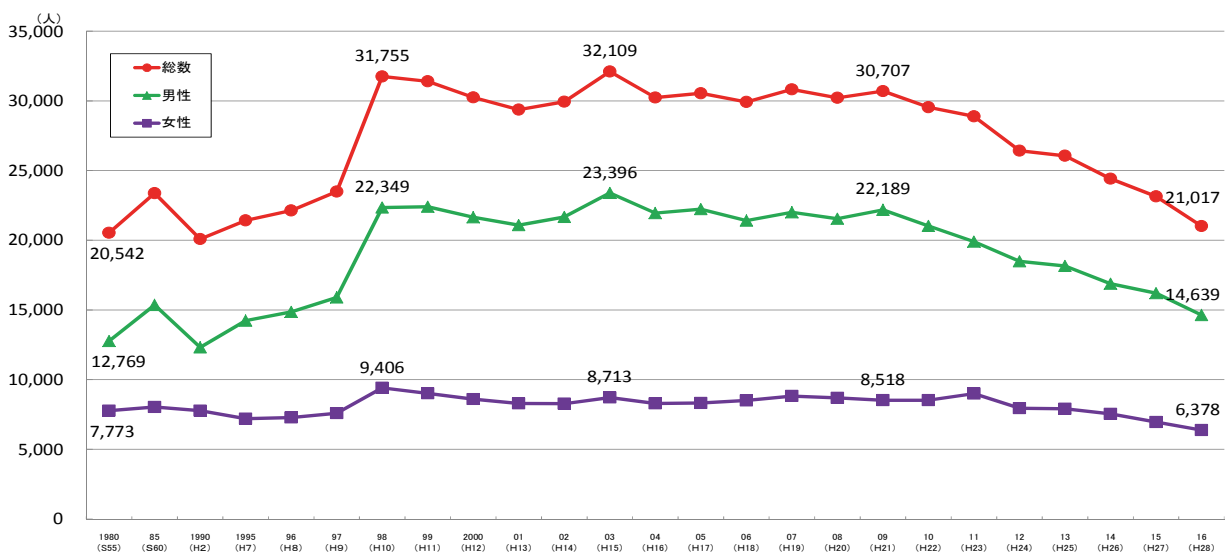
○コメントや図表にある「自殺死亡率」とは人口 10 万人あたりの自殺者数を表す。

1 全国の自殺の動向

全国の自殺者数の推移をみると、1998（平成10）年に3万人を超え、その後減少しますが、2003（平成15）年に最多の32,109人となり、その後は3万人前後と横ばい状態が続き、2010（平成22）年以降減少傾向となっています。また、自殺死亡率の推移も同様の動きとなっており、1998（平成10）年に26.0で急上昇し、2003（平成15）年に27.0でピークを迎え、その後は25.0前後と横ばいの状態が続き、2010（平成22）年以降、減少傾向となっています。

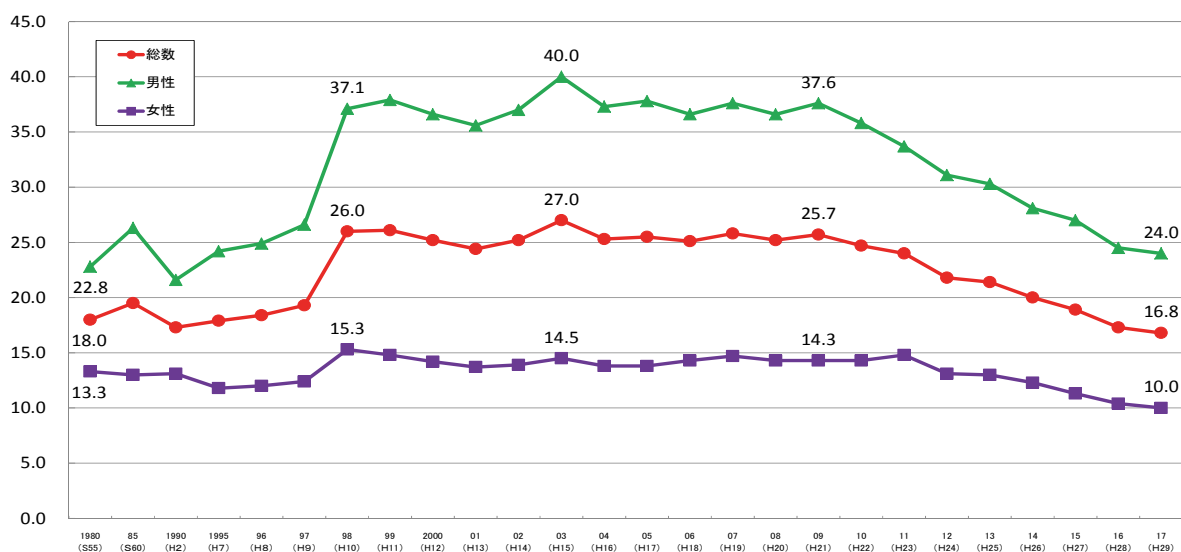
また人口動態統計によれば、年齢階級別の死因は、30歳代までは「自殺」が1位、40歳代でも2位と高い順位となっています。

【図表1 自殺者数の推移】



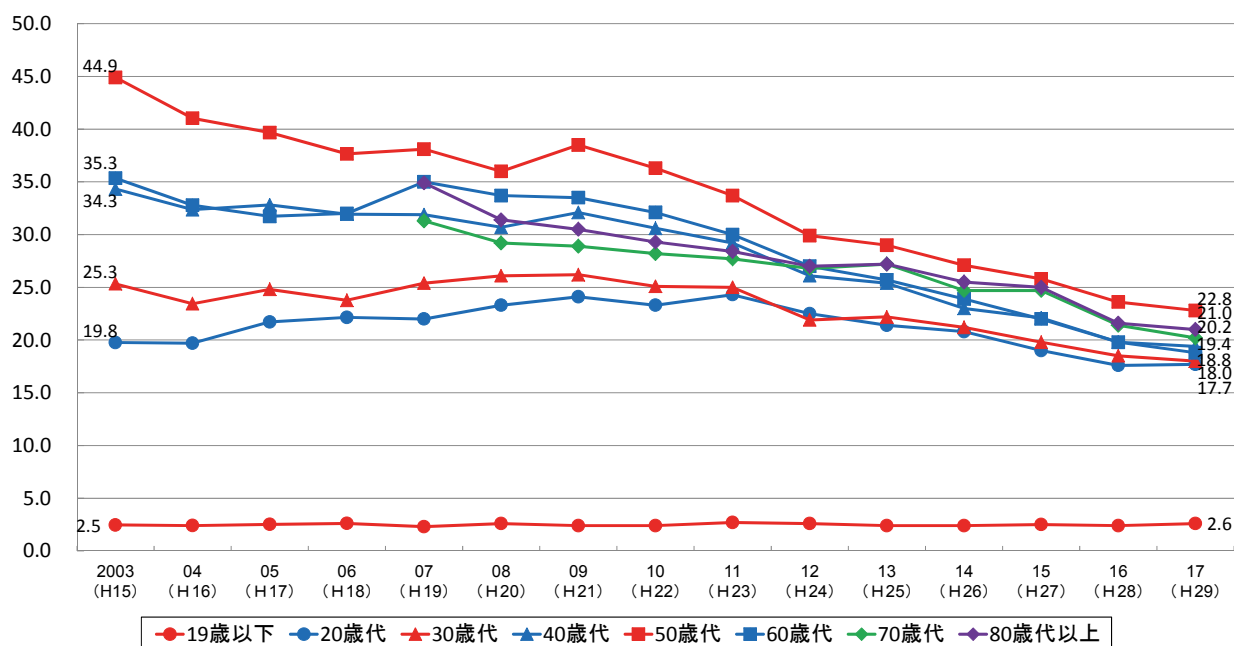
資料：厚生労働省「人口動態統計」

【図表2 自殺死亡率の推移】



資料：警察庁「自殺統計」

【図表3 年齢階級別自殺死亡率の推移】



資料:警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」及び総務省「人口推計」
 2006(平成18)年までは「60歳以上」であったが、2007(平成19)年の自殺統計原票改正以降は「60～69歳」、「70～79歳」、「80歳以上」に細分化された。

【図表4 平成28年における死因順位別にみた年齢階級別・死因死亡数】

(単位:人)

年齢階級	第1位		第2位		第3位		第4位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
15～19歳	自殺	430	不慮の事故	306	悪性新生物	120	心疾患	45
20～24歳	自殺	1,001	不慮の事故	373	悪性新生物	159	心疾患	108
25～29歳	自殺	1,165	悪性新生物	315	不慮の事故	291	心疾患	156
30～34歳	自殺	1,253	悪性新生物	641	不慮の事故	346	心疾患	248
35～39歳	自殺	1,445	悪性新生物	1,326	心疾患	495	不慮の事故	444
40～44歳	悪性新生物	2,675	自殺	1,739	心疾患	1,095	脳血管疾患	826
45～49歳	悪性新生物	4,753	自殺	1,888	心疾患	1,819	脳血管疾患	1,203
50～54歳	悪性新生物	7,696	心疾患	2,476	自殺	1,853	脳血管疾患	1,628
55～59歳	悪性新生物	12,605	心疾患	3,488	脳血管疾患	2,148	自殺	1,684
60～64歳	悪性新生物	23,343	心疾患	5,824	脳血管疾患	3,324	自殺	1,563
65～69歳	悪性新生物	46,004	心疾患	11,292	脳血管疾患	6,273	肺炎	3,696
70～74歳	悪性新生物	48,833	心疾患	13,353	脳血管疾患	7,667	肺炎	6,032
75～79歳	悪性新生物	58,317	心疾患	20,436	脳血管疾患	12,451	肺炎	11,681
80歳以上	悪性新生物	165,927	心疾患	137,016	肺炎	94,650	老衰	89,982

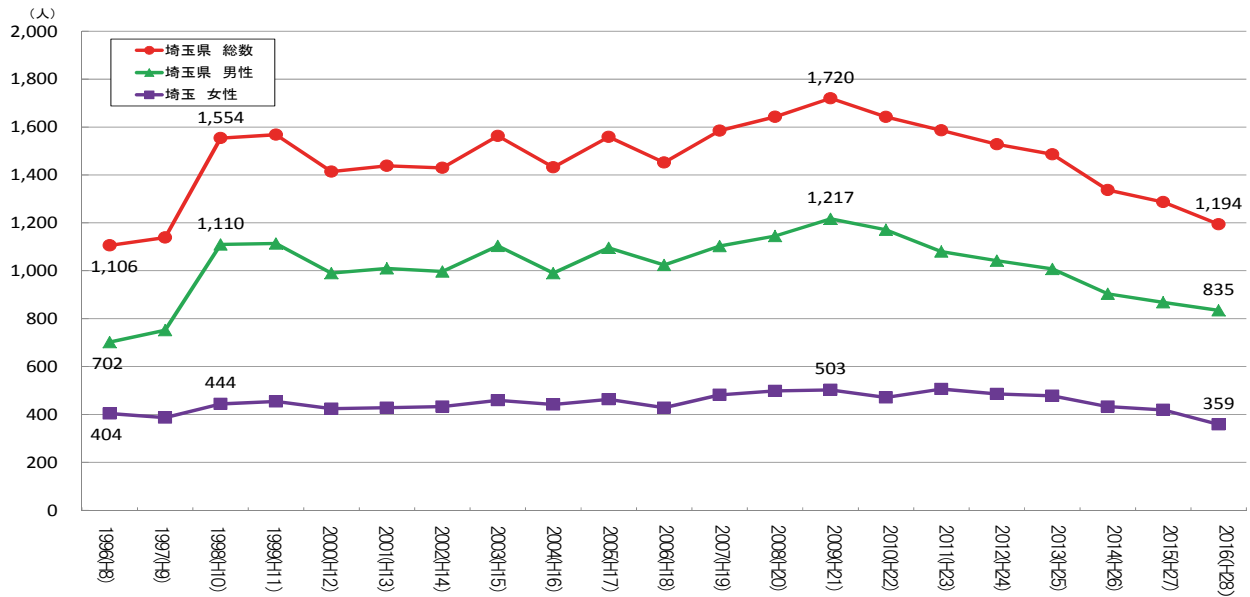
資料:厚生労働省「人口動態統計」

2 埼玉県の自殺の動向

埼玉県の自殺者数は、1998（平成10）年に1,554人と急増し、その後は1,500人前後で増減を繰り返していましたが、2007（平成19）年以降にまた増加に転じ、2009（平成21）年に1,720人でピークを迎えた後は減少傾向が続いています。

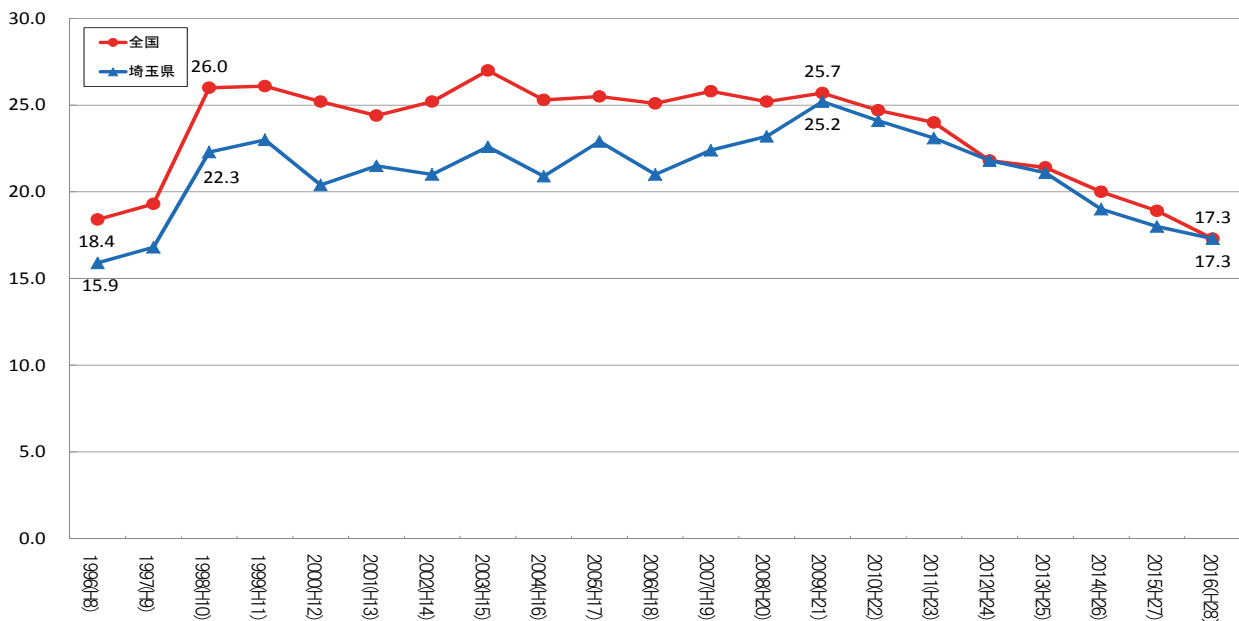
自殺死亡率は、全国よりも低い値で推移していましたが、2009（平成21）年に全国値とほぼ同様になり、それ以降も全国値と同様の推移をたどっています。

【図表5 自殺者数の推移】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

【図表6 自殺死亡率の推移】



資料：警察庁「自殺統計」

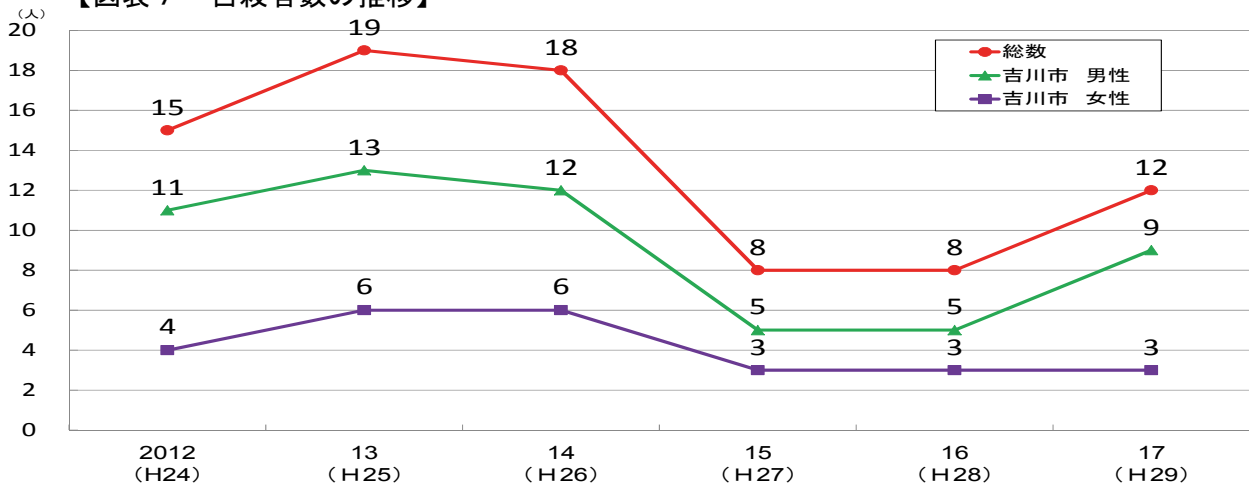
3 吉川市の自殺の現状

(1) 自殺者の状況

本市の自殺者数は、2015（平成 27）年と 2016（平成 28）年に 1 桁に減少となりましたが、2017（平成 29）年には増加に転じています。

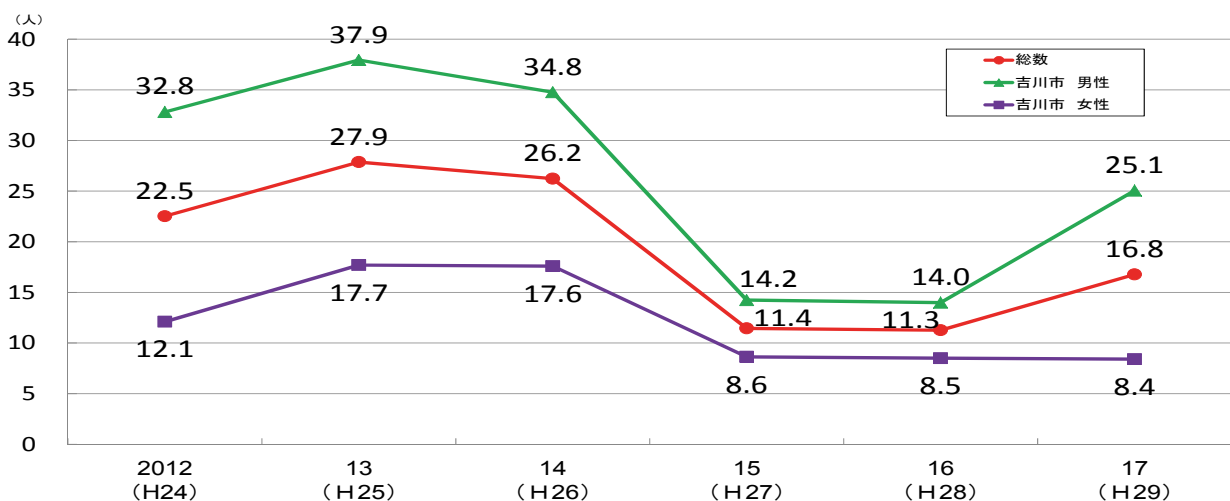
- ☞性別：約 3 分の 2 が男性となっています。
- ☞年齢別：40 歳から 59 歳が最多で、次いで 60 歳以上、40 歳未満の順となっています。さらに性・年齢別にみると、男性の場合は 40 歳から 59 歳が最多で、女性の場合では 60 歳以上が 5 割を超えて多くなっています。
- ☞職業別：無職者の割合が多く、次いで被雇用・勤め人と続いています。
- ☞同居者の有無別：約 4 分の 3 が同居者ありとなっています。
- ☞原因、動機別：「健康問題」が約 6 割で最も多く、次いで「経済・生活問題」と続いています。
- ☞自殺未遂歴の有無別：約 7 割は自殺未遂歴なしとなっています。しかし、女性の自殺未遂歴の割合が男性に比べ高くなっています。

【図表 7 自殺者数の推移】



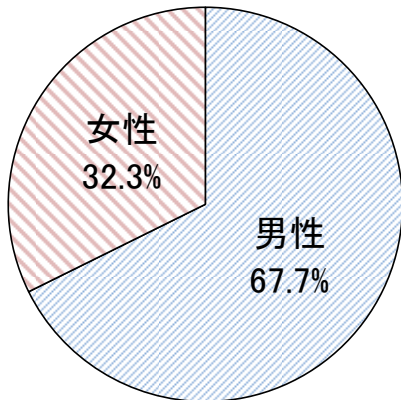
資料：人口動態統計（厚生労働省）、地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

【図表 8 自殺死亡率の推移】



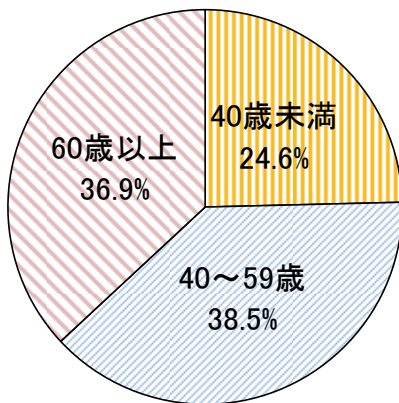
資料：人口動態統計（厚生労働省）、地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

【図表9 性別自殺者数の割合】（平成25～29年の累計）



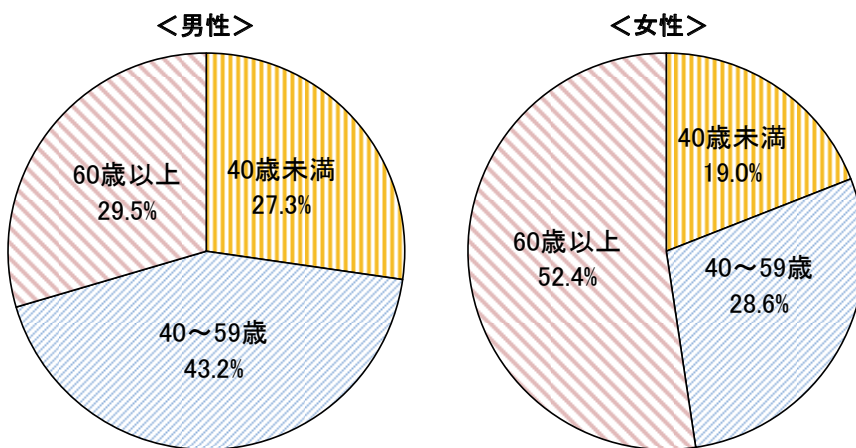
資料:人口動態統計(厚生労働省)、地域における自殺の基礎資料(厚生労働省自殺対策推進室)

【図表10 年齢別自殺者数の割合】（平成25～29年の累計）



資料:人口動態統計(厚生労働省)、地域における自殺の基礎資料(厚生労働省自殺対策推進室)

【図表11 性別・年齢別自殺者数の割合】（平成25～29年の累計）

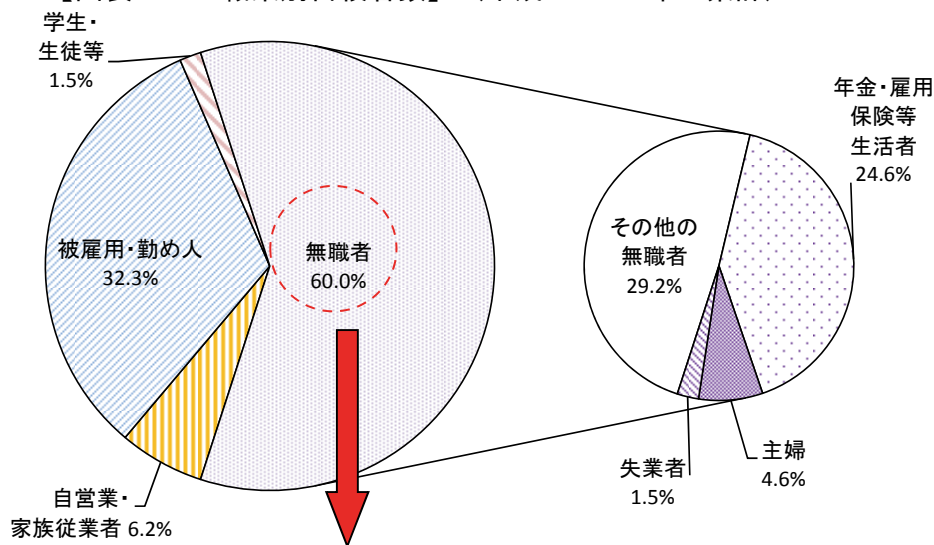


【性別・年齢別自殺者数(詳細)】

	男	女
20代以下	9	2
30代	3	2
40代	13	2
50代	6	4
60代	9	4
70代以上	4	7

資料:人口動態統計(厚生労働省)、地域における自殺の基礎資料(厚生労働省自殺対策推進室)

【図表 1 2 職業別自殺者数】（平成 25～29 年の累計）

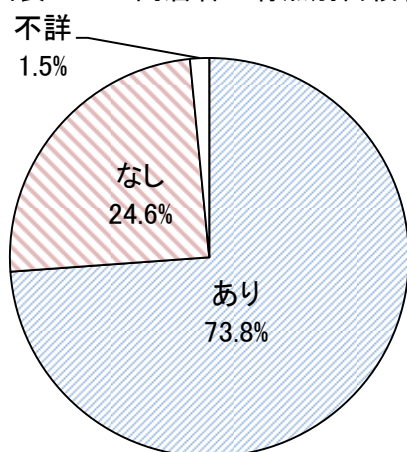


【性別・年齢別に見た無職者の内訳（詳細）】

	男	女
39歳以下	2	2
40-59歳	12	4
60歳以上	9	10

資料：人口動態統計（厚生労働省）、地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

【図表 1 3 同居者の有無別自殺者数】（平成 25～29 年の累計）

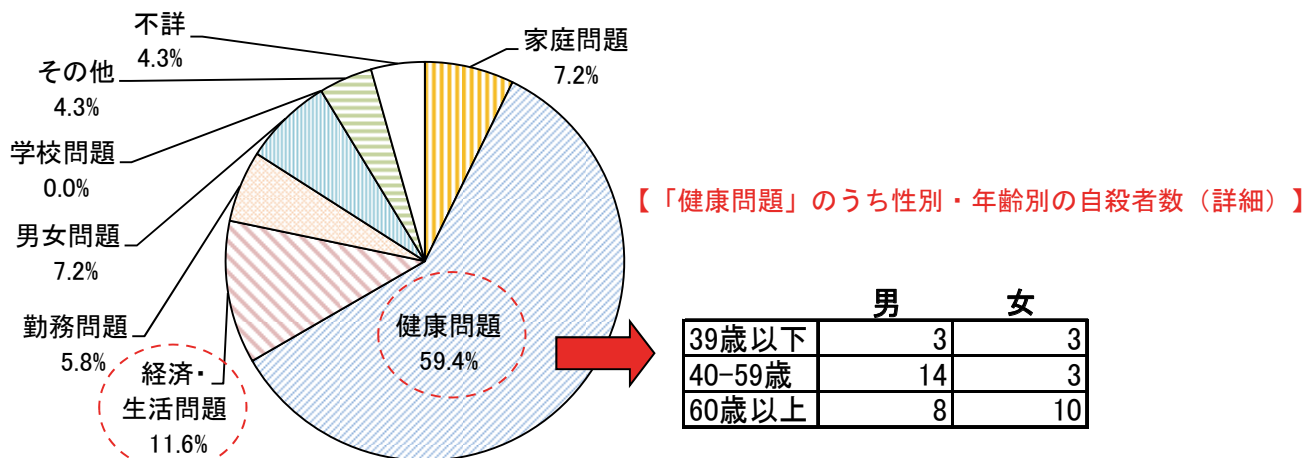


【性・年齢別に見た同居者の有無（詳細）】

		あり	なし
男	39歳以下	9	3
	40-59歳	14	4
	60歳以上	8	5
女	39歳以下	3	1
	40-59歳	5	1
	60歳以上	9	2

資料：人口動態統計（厚生労働省）、地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

【図表 1 4 原因、動機別自殺者数の割合】（平成 25～29 年の累計）



【「経済・生活問題」のうち性別・年齢別の自殺者数（詳細）】

	男	女
39歳以下	3	0
40-59歳	4	0
60歳以上	1	0

※複数の項目に該当するものがあるため、各項目の和は合計に一致しない。

資料：人口動態統計(厚生労働省)、地域における自殺の基礎資料(厚生労働省自殺対策推進室)

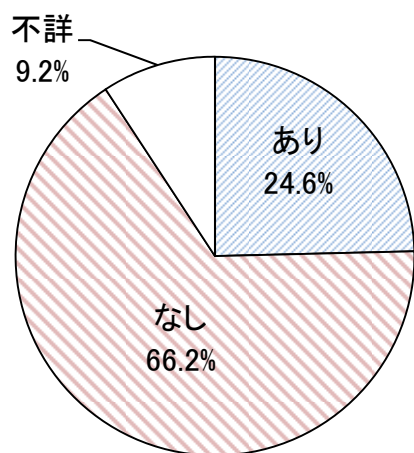
【図表 1 5 年齢別・原因、動機別自殺者数】（平成 25～29 年の累計）

	40歳未満	40～59歳	60歳以上
1位	健康問題 (6件 37.5%)	健康問題 (17件 68.0%)	健康問題 (18件 75.0%)
2位	男女問題 (4件 25.0%)	経済・生活問題 (4件 16.0%)	家庭問題、不詳 (2件 8.3%)
3位	経済・生活問題、家庭問題 (各3件 18.8%)	勤務問題 (2件 8.0%)	経済・生活問題、その他 (各1件 2.4%)
実数	16件	25件	24件

※複数の項目に該当するものがあるため、各項目の和は合計に一致しない。

資料：人口動態統計(厚生労働省)、地域における自殺の基礎資料(厚生労働省自殺対策推進室)

【図表16 自殺未遂歴の有無別自殺者数の割合】（平成25～29年の累計）



資料:人口動態統計(厚生労働省)、地域における自殺の基礎資料(厚生労働省自殺対策推進室)

【図表17 自殺未遂歴の性別内訳】（平成25～29年の累計）

n65

	自殺未遂歴あり	自殺未遂歴なし	
男性	7人(15.9%)	33人(75.0%)	44人
女性	9人(43.9%)	10人(47.2%)	21人

資料:人口動態統計(厚生労働省)、地域における自殺の基礎資料(厚生労働省自殺対策推進室)

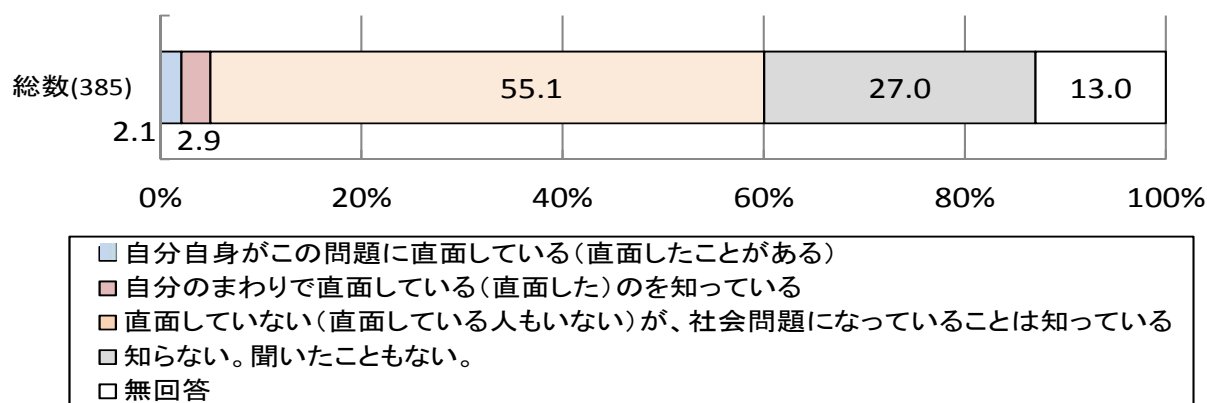
(2) 市民意識

第3次吉川市地域福祉計画の策定にあたり実施した、市民アンケート調査¹によると、自殺問題が社会問題になっていると認識している人は6割の状況です。

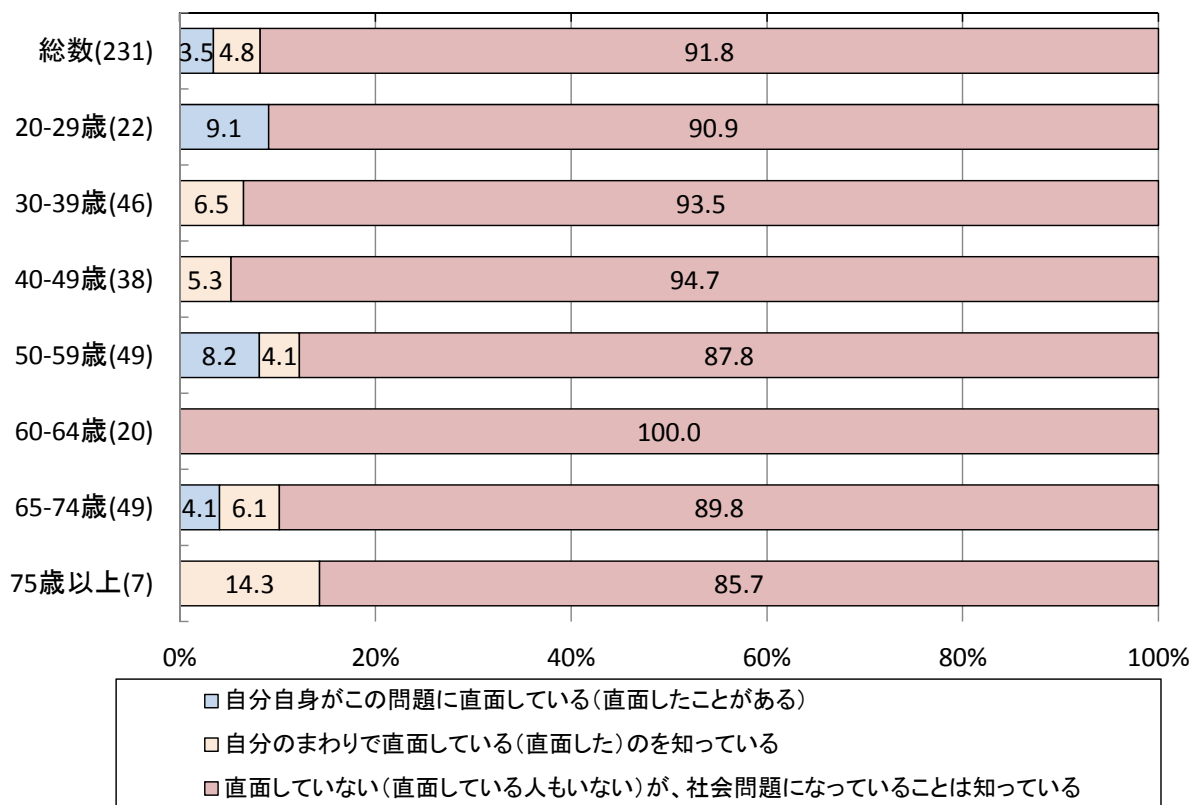
また、認識している人の年齢別集計では、自殺問題に直面したことがあると回答した人は、20歳代と50歳代で多くなっています。

【図表18 自殺問題に対する認識について】

「自分自身がこの問題に直面している（直面したことがある）」
 「自分のまわりで直面している（直面した）のを知っている」
 「直面していない（直面している人もいない）が、社会問題になっていることは知っている」のいずれかに回答した方のみは、60.1%



【図表19 認識のある方の年齢別集計】

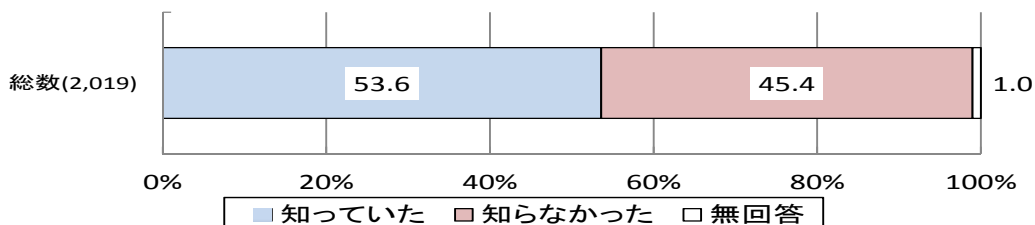


¹市民アンケート調査 平成28年7月8日から8月3日にかけて実施。平成28年5月1日現在で20歳以上の市民から1,000名を無作為抽出し、郵送により調査票を発送・回収を行った。回収数は385票、回収率は38.5%。

《参考》国の「平成28年度自殺対策に関する意識調査」²

【図表20 自殺者数の認知度】

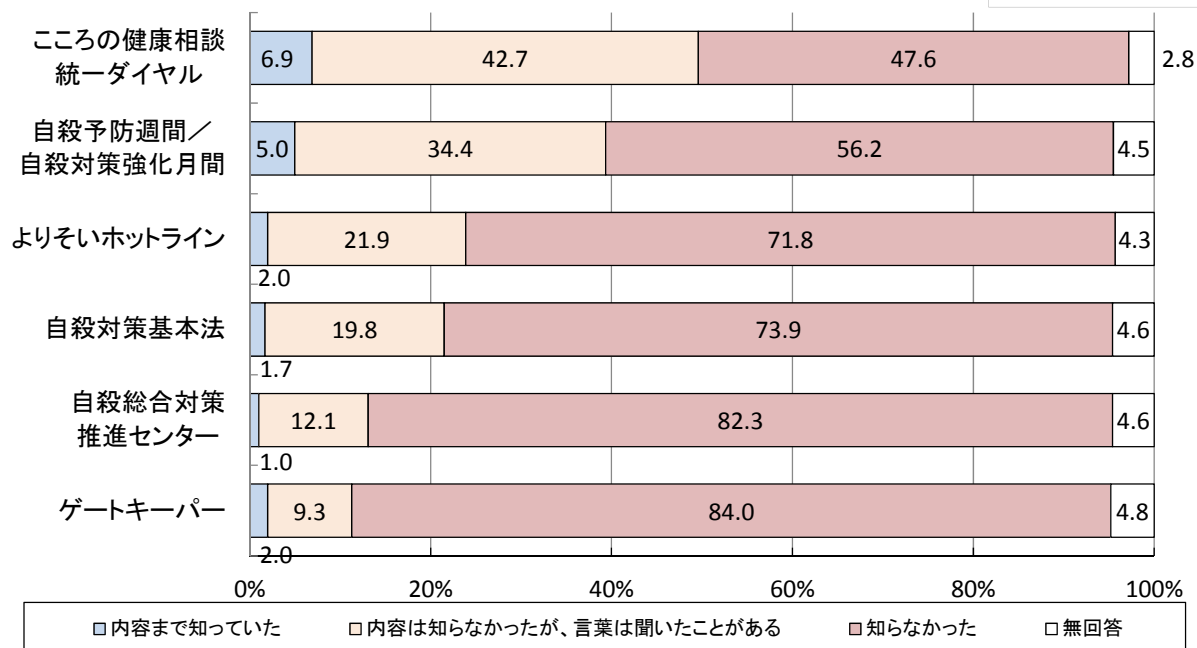
Q 我が国の自殺者数は長い間、毎年3万人を超え、この数年は3万人を下回っていますが、平成27年においても約2万4,000の方が亡くなっています。あなたは、毎年、このように多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていましたか。



【図表21 自殺施策に関する事柄の認知度】

Q 自殺対策に関する以下の事柄について知っていましたか。

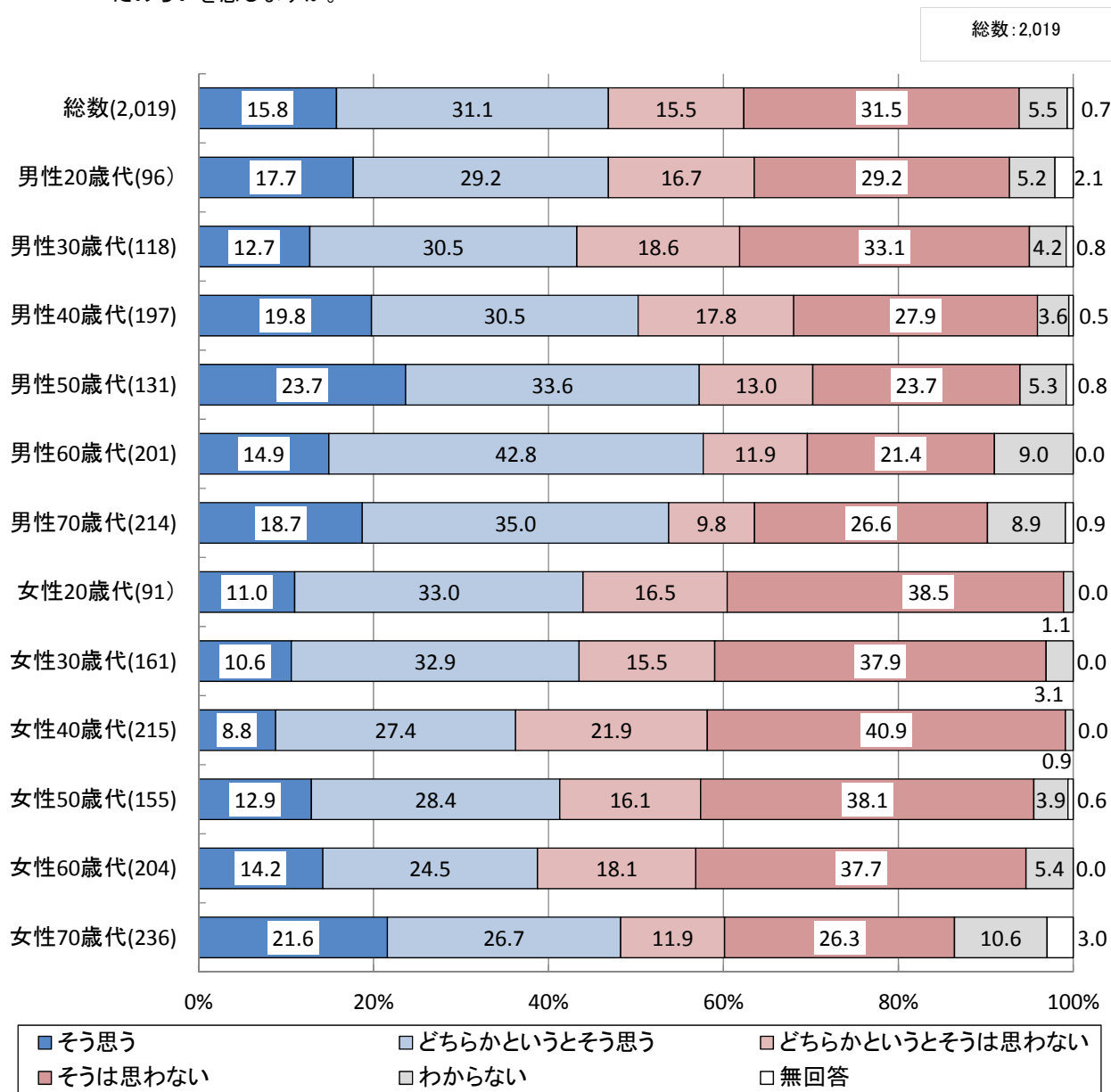
総数: 2,019



²国の「平成28年度自殺対策に関する意識調査」 厚生労働省により平成28年10月13日から10月30日にかけて実施。全国20歳以上の日本国籍を有する者から3,000名を無作為抽出し、調査員による留置法で回収を行った。回収数は2,019人、回収率は67.3%。

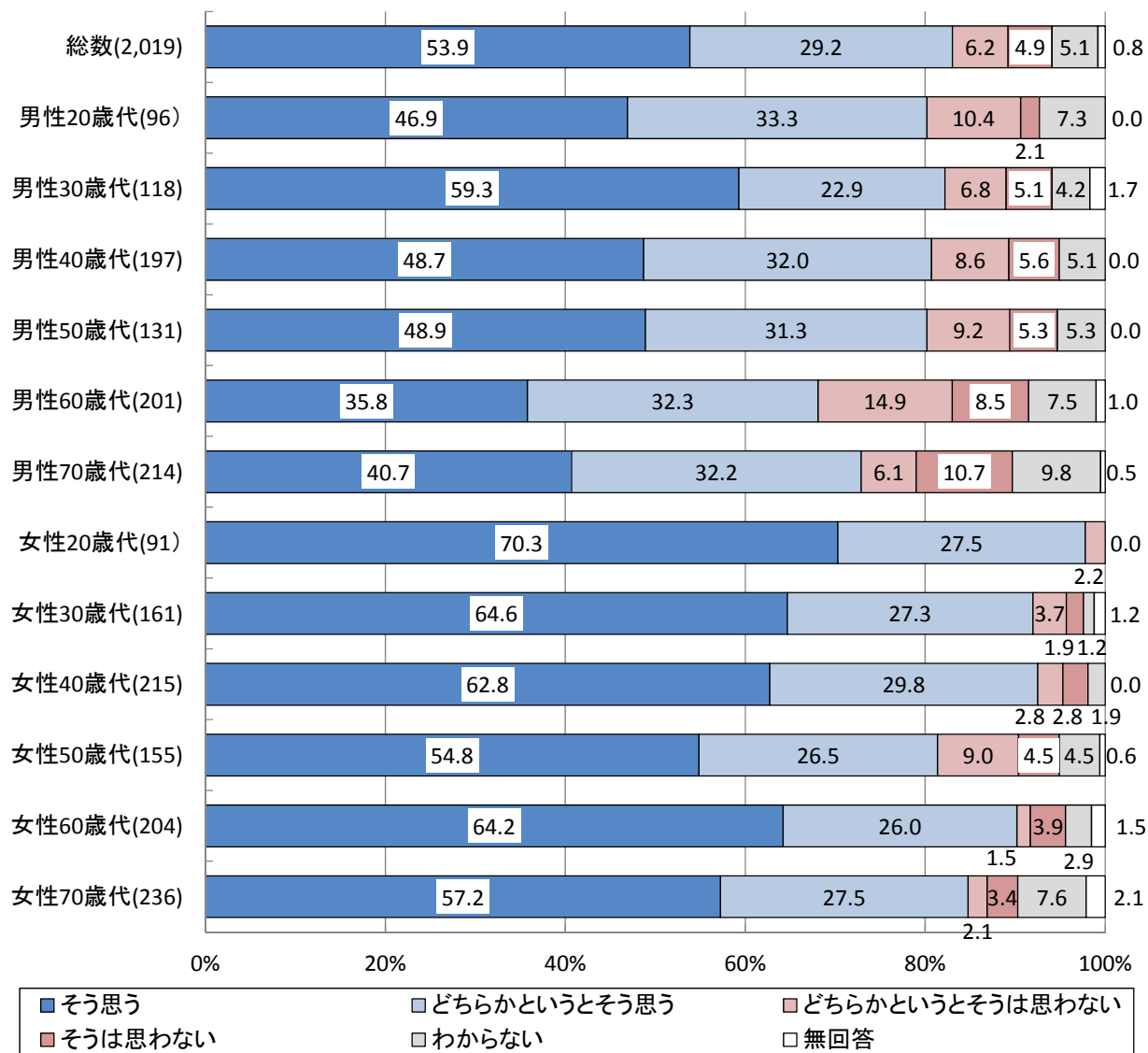
【図表22 相談や助けを求めることへのためらい】

Q 悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすること
 ためらいを感じますか。



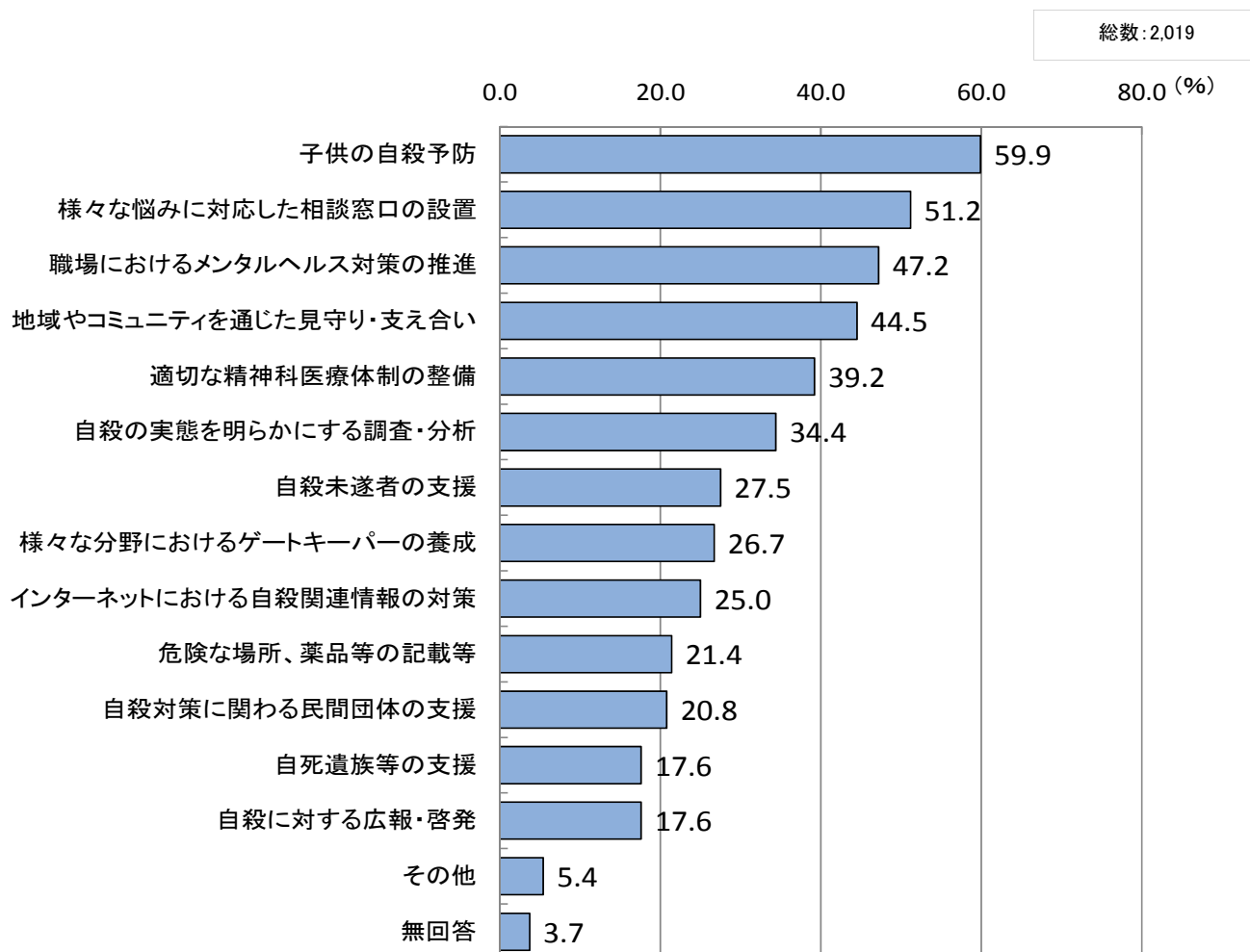
【図表2-3 不安や悩みやつらい気持ちに耳を傾けてくれる人の有無】

Q あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいると思いますか。



【図表2-4 今後必要な自殺対策】

Q 今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になるとお考えですか。（複数回答可）



第3章

自殺対策を推進するために

1 計画の基本的な考え方

(1) 共通認識

本市の自殺対策によって「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現できるよう、自殺の現状を把握するとともに、自殺問題における次の共通認識を念頭に置きながら、自殺対策を進めます。

1 自殺は誰にでも起こりうる身近な問題である

多くの方は、自分は自殺と関係がないと考えがちですが、実際は自分や家族、友人などまわりの人が当事者になる可能性があります。自殺対策を進める上で、市民一人ひとりが、自殺は誰にも起こりうる身近な問題であることを認識する必要があります。

2 自殺は追い込まれた末の死である

自殺は、病気の悩み等の健康問題のほか、倒産、失業、多重債務などの経済・生活問題、介護や看病疲れなどの家庭問題等、様々な要因が複雑に関係しています。自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」であるという事を認識する必要があります。

3 自殺は防ぐことができる社会的な問題である

世界保健機関（WHO）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるということが、世界の共通認識となっています。心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対する社会の適切な介入により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

4 自殺を考えている人は何らかのサイン（予兆）を発していることが多い

死にたいと考えている人は、こころの中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良、自殺をほのめかす言動等、自殺の危険を示すサイン（予兆）を発している場合が多いとされています。自殺を図った人の家族や職場の同僚等の身近な人でも、自殺のサインに気づき難い場合もあるので、身近な人以外の方が自殺のサインに気づき自殺予防につなげていくことが必要です。

(2) 自殺対策の方針

本市の自殺の現状や共通認識をふまえ、次の項目を本市の自殺対策の方針とします。

1 生きることへの包括的な支援として取り組みます

現代社会はストレス過多の社会であり、少子高齢化の進行や価値観の多様化等、社会を取り巻く環境が大きく変化する中では、誰もが心の健康を損なう可能性があり、自分や周囲の人が自殺や自殺未遂に至る可能性も決して低くはありません。

本計画においては、自殺は社会の努力で避けることのできる死であることをふまえ、生きることの阻害要因を減らすとともに、生きることの促進要因を増やせるよう、双方を通じて自殺リスクを低下させる方向で取り組みます。

2 庁内関係分野との連携を強化し総合的に取り組みます

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題等、様々な要因とその人の性格的傾向、家族の状況、死生感等が複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

庁内においては、関係部署との連携を密に、横断的に支援する体制を構築するとともに、自殺対策に関わる関係機関や民間団体、市民等との連携を強化し、地域全体で誰も自殺に追い込まれないためのネットワークにより総合的に取り組みます。

3 市の実情をふまえて重点的に自殺対策に取り組みます

本市の自殺の現状では、自殺者の性・年代では「男性の中高年層」「女性の高年齢層」、自殺の原因別では「健康問題」「経済・生活問題」が多くなっています。自殺対策を総合的に進めるにあたり、これらをふまえて「健康問題」「生活困窮者」「高齢者」を重点施策として取り組みます。

(3) 基本理念

自殺対策の共通認識や方針をふまえ、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを認識し、「いのちを支える自殺対策」という理念を全面に打ち出すとともに、本市の自殺の状況をふまえて、「誰も自殺に追い込まれることのない吉川市を目指して」を基本理念とします。

誰も自殺に追い込まれることのない
吉川市を目指して

2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの目標を掲げ施策を展開します。

目標1 相談・支制体制の充実

自殺に至る背景には様々な悩みや困難があります。悩んだ時に気軽に相談できるよう、ライフステージにおける多様な悩みに応じた相談窓口体制の充実を図り、行政や関係機関等との横断的な連携を図りながら自殺リスクの低減を目指します。

目標2 理解を深め行動できる人材の育成

自殺対策の予防の第一歩は周囲の「気づき」です。自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得ることを認識しながら常にアンテナをめぐらせ、悩みや困難を抱える人の早期発見や早期行動ができる人材の育成を進めます。

また、各種相談に関わる担当者等、自殺対策を支える人材の育成を進めるとともに、あらゆる人が自らSOSを発信できるよう教育面から啓発を図ります。

目標3 生きやすさを支える事業の展開

自殺対策は、生きることの阻害要因を減らす取組に加えて、生きることの促進要因を増やす取組を行うことで、自殺リスクの低下を図ることができます。生きることの促進要因である、自己肯定感や他者との信頼関係、生きがいつくりに取り組みます。

また、自殺問題に対する正しい認識を普及させるとともに、必要な時に必要な相談ができる情報発信の充実を図ります。

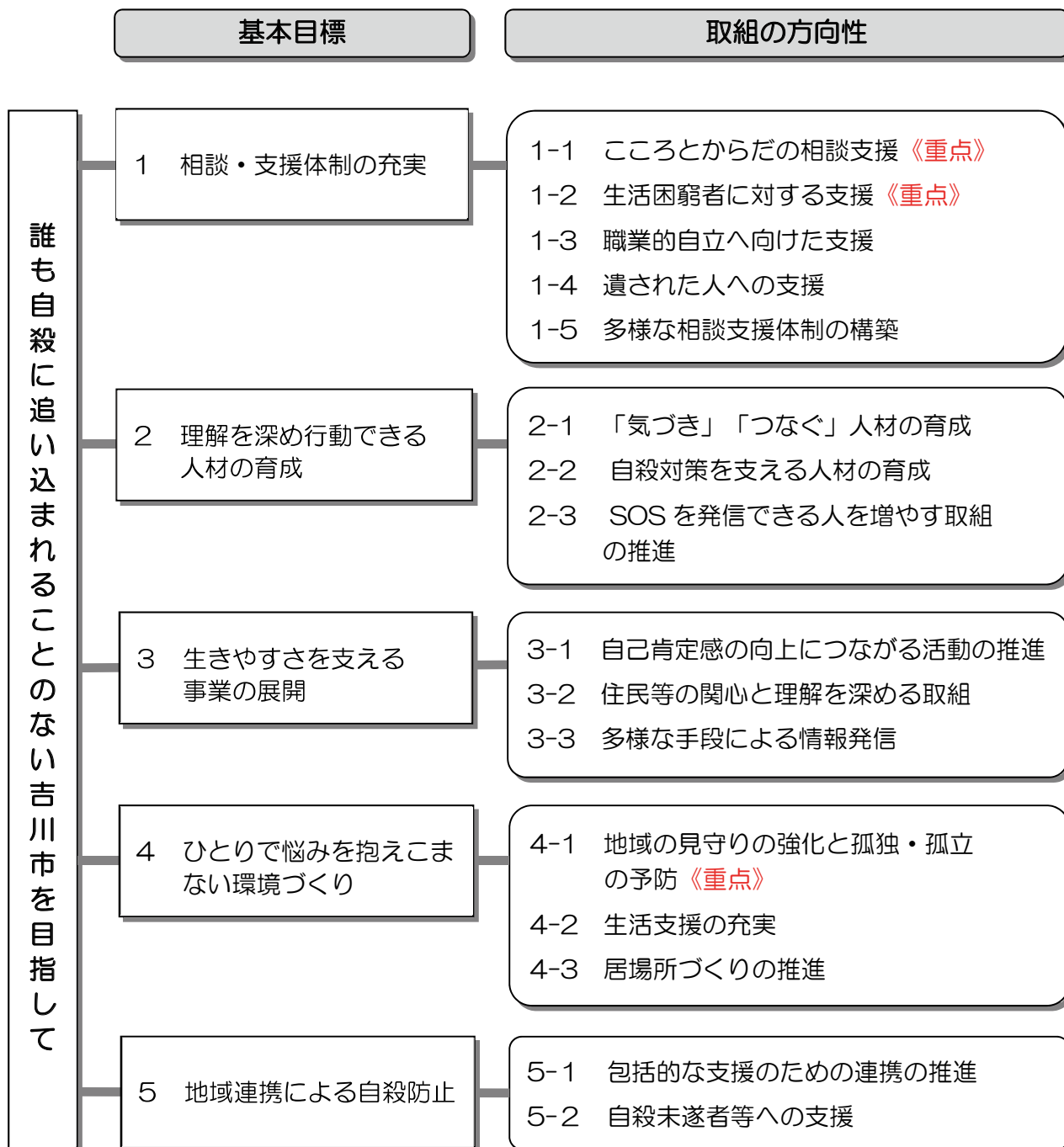
目標4 ひとりで悩みを抱え込まない環境づくり

自殺を考えている人は、気分が沈んだり、不眠や原因不明の体調不良など何かしらのサインを発していると言われているものの、その悩みを誰にも相談できず、ひとりで悩みを抱え込んでいます。地域全体で見守る体制を強化するとともに、社会参加や居場所づくり、生活支援を通じて、地域の中で孤立させない環境をつくります。

目標5 地域連携による自殺防止

自殺に至る背景には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題等、様々な要因が重なりあっていることが多いため、単一の相談機関では根本的な解決は困難です。自殺に追い込まれる危険性の高い人や自殺に追い込まれようとしている人を地域全体で支援するため、行政や関係機関、市民等との連携による支援体制を推進します。

3 施策の体系



《重点》 本市の自殺の状況をふまえ、本計画の目的を達成するために特に力を入れて取り組みます。

第4章

自殺対策計画の展開

目標 1 相談・支援体制の充実

取組の方向性

- 1-1 ころとからだの相談支援 《重点》
- 1-2 生活困窮者に対する支援 《重点》
- 1-3 職業的自立へ向けた支援
- 1-4 遺された人への支援
- 1-5 多様な相談支援体制の構築

1-1 ころとからだの相談支援 《重点》

自殺問題の一つの大きな要因として、身体疾患や精神疾患などの健康問題があります。本計画では、ころとからだの相談支援を重点的取り組みとして位置づけ、乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた、分野ごとの相談窓口を充実させるとともに、庁内部署や関係機関との横断的な連携を図ります。

取組	取組内容
健康相談の実施	健康相談を実施し、市民の健康増進を図ります。
ころの健康相談の充実	保健所との連携により、ころの健康相談の充実を図ります。
高齢者総合相談の実施	地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護・医療・福祉のあらゆる相談に応じ、行政や関係機関と連携しながら高齢者が安心して生活できるよう支援します。
障がいに関する相談窓口の充実	障がい者相談支援センターとともに、障がい福祉課窓口に自立支援相談員を配置し、生きづらさを感じている方の相談に応じます。また、こども発達センターに、発達に関する相談窓口を新たに設置します。
女性総合相談の実施	専門の婦人相談員が、家庭や人間関係の悩み等、女性が抱える悩み全般に関する相談に応じます。また、悩みに関する専門機関がある場合はつなぎます。
不登校やひきこもりの子どもへの支援	学校に通えない子どもが、学習支援や体験活動等を行う適応指導教室や、家庭訪問によるアウトリーチ支援を通して、生活の改善を図り学校復帰できるよう支援します。



命を支える活動紹介 ～吉川市障がい者相談支援センター すずらん～

「吉川市障がい者相談支援センター すずらん」は、障がいがある方や家族などの困りごとや悩みを相談できる場として市から委託を受けた社会福祉法人 彩凜会が運営しています。障害福祉サービスの利用のことのほか、就労や病気、ひきこもりのことなど、広く相談に応じています。



1-2 生活困窮者に対する支援 《重点》

本市における自殺の状況をみると、経済・生活問題が自殺の原因・動機の上位となっています。本計画では、生活困窮者に対する支援を重点的取り組みとして位置づけ、生活困窮者（世帯）の相談支援体制の充実や、経済的支援を図ります。

取組	取組内容
生活困窮者自立相談窓口の充実	経済的困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、世帯が抱える問題の解決につなげます。また、庁内部署や関係機関と連携を図りながら、必要に応じて生活保護や住居確保給付金等の制度を活用しながら生活の自立を支援します。
生活困窮者等に対する就労支援	生活保護受給者や生活困窮者のうち、就労が可能な人を対象に、ハローワーク等と連携しながら就労支援を行い、就労による自立を支援します。
子どもの学習支援教室の実施	家庭の経済的な事情で学習塾に通えない中学生や高校生等を対象に、学習支援や進学に関する支援、高等学校進学者の中途退学防止に関する支援を行います。
消費生活センターによる相談支援	多重債務や契約トラブル等、多様化・複雑化する消費生活に関する相談に対応し、消費者の利益保護に資するためのアドバイスや消費者と事業者間のトラブル解消を図ります。
就学援助金の支給	経済的な理由により就学困難と認められる児童または生徒の保護者を対象に、学校における費用（学用品費、給食費、修学旅行費等）の一部の援助を行います。
各種貸付制度の活用	社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度や、子育て支援課による母子父子寡婦福祉資金貸付制度等を活用し、生活の安定につなげます。

1-3 職業的自立へ向けた支援

本市における職業別自殺者数をみると、無職者・失業者が60%で、うち働き手となる40歳から59歳までの自殺者が最も多い状況です。本計画では、就労による生活の自立を支援します。

取組	取組内容
生活困窮者等に対する就労支援【再掲】	生活保護受給者や生活困窮者のうち、就労が可能な人を対象に、ハローワーク等と連携しながら就労支援を行い、就労による自立を支援します。
障がい者に対する就労支援	障がい者就労支援センターにおいて、障がい者の就労に関する困りごとや相談に応じ、就労を支援します。
ひとり親家庭等の自立に向けた支援	ひとり親家庭の母または父が、就労に役立つ資格や技能を取得するための費用を一部支給するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、就職相談会等を実施します。
就職活動相談の実施	就職に関する問題を抱えた求職者を対象に、キャリアコンサルタント等の専門相談員が相談に応じ、就職活動のアドバイス等の就労支援を行います。
労働相談の実施	社会保険労務士等の専門相談員が、賃金や労働時間、労働災害等、労働者と事業主との相談に応じ、安心して働ける環境づくりを支援します。

1-4 遺された人への支援

大切な人を自殺によって亡くされた人が、一人で抱え込んでいた悲しみや苦しみを語り、心の再生を支援する場として、全国的に自死遺族の会が設置されています。自死遺族の会を広く周知するとともに、自主活動を支援します。

命を支える活動紹介 ～自死遺族 分かち合い・支えあいの会「おおきな木」～

「おおきな木」は、自死により大切な人を失った方々が安心して語り、涙したり様々な思いを表現したりすることができる場です。埼玉県精神保健福祉センター・越谷市保健所精神保健支援室の協力のもと、越谷市の市民活動団体「エプロンの会」が主催しています。

市外の方も参加が可能です。



1-5 多様な相談支援体制の構築

自殺に至る背景には、精神保健上の問題だけでなく、生活困窮や過労、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることが知られています。問題や悩みをひとりで抱え込まず相談できる相談支援体制を充実するとともに、庁内部署や関係機関との横断的な連携を図ります。

取組	取組内容
市民相談	人権相談、困りごと相談等の各種相談を通じて、横断的に関係部署につなぎながら問題解決を図ります。
高齢者総合相談の実施【再掲】	地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護・医療・福祉のあらゆる相談に応じ、行政や関係機関と連携しながら高齢者が安心して生活できるよう支援します。
障がいに関する相談窓口の充実【再掲】	障がい者相談支援センターとともに、障がい福祉課窓口に自立支援相談員を配置し、生きづらさを感じている方の相談に応じます。また、こども発達センターに、発達に関する相談窓口を新たに設置します。
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを中心に、妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
配偶者暴力相談支援センターの設置	配偶者等からの暴力被害に関する専門の相談機関として、相談や情報提供、専門的助言、関係機関との調整、一時保護等、被害者の安全確保と生活の自立に向けた各種支援を行います。
犯罪被害者支援総合相談窓口の設置	犯罪被害者支援総合相談窓口において、必要に応じ関係機関と連携しながら支援します。
教育相談・学校相談の実施	少年センターや小中学校配置の学校相談員、スクールソーシャルワーカーが、非行や問題行動の防止対策と、学校生活への適応のための相談に応じ、関係機関と連携しながらよりよい生活態度の樹立や成長に向けた支援を行います。
労働相談の実施【再掲】	社会保険労務士等の専門相談員が、賃金や労働時間、労働災害等、労働者と事業主との相談に応じ、安心して働ける環境づくりを支援します。

命を支える活動紹介 ～埼玉いのちの電話～

「社会福祉法人 埼玉いのちの電話」は、誰にも相談できずに自殺などの心の危機に追い込まれた人の心に寄り添い、支えになることを願い、ボランティアによる相談員が24時間365日体制で電話やインターネットを通じて相談に応じています。

電話相談 048-645-4343
フリーダイヤル 0120-783-556（毎月10日午前8時から翌日午前8時まで）



目標 2 理解を深め行動できる人材の育成

取組の方向性

- 2-1 「気づき」「つなぐ」人材の育成
- 2-2 自殺対策を支える人材の育成
- 2-3 SOS を発信できる人を増やす取組の推進

2-1 「気づき」「つなぐ」人材の育成

悩みや不安を抱えた人は、誰にも相談できずひとりで抱えこんでいることが少なくありませんが、何かしらのサインを発しています。そのサインに気づき、関係機関につなぐことができるゲートキーパーとなる人材を育成し、地域ぐるみで自殺対策を図ります。

取組	取組内容
ゲートキーパーの養成	市民や事業者などを対象にゲートキーパー養成講座を実施し、自身の心の健康をはじめ、自殺問題に対する理解を深め、「気づき」「つなぐ」ことができる人材を育成します。
各種サポーター制度との連携	市民が地域の見守り役となっている各種サポーター養成講座において、自殺問題への理解を深める視点を加えることで、地域における「気づき」「つなぐ」ことができる人材を増やします。
人材育成活用事業の活用	「生涯学習メニューブック」に自殺防止対策やメンタルヘルスに関する人材や講座を募り掲載し、自殺対策に関する学習の機会の充実を図ります。

命を支える活動紹介 ～ゲートキーパー養成講座～

市では、自身の心の健康保持と、自殺問題に対する理解を深め、日常生活の中での「気づき」や、関係機関へ「つなぐ」ことができる人材を増やすため、毎年ゲートキーパー養成講座を開催しています。

2012（平成 24）年度から開始し、2017（平成 29）年度までに 300 人を超える方が受講されています。



2-2 自殺対策を支える人材の育成

市職員を対象とした研修や教育分野での研修の実施等を通じて、職員等の心身の健康保持をはじめ、自殺問題に対する理解を深めながら、職員等の資質の向上を図ります。

取組	取組内容
職員研修の実施	職員自身の心の健康をはじめ、自殺問題に対する理解を深める研修を実施することで、窓口等での気づきとつながりができる職員を育成します。
教職員研修の実施	教職員自身の心の健康をはじめ、自殺問題に対する理解を深める研修を実施することで、児童生徒の異変に気づき、支援につながることができる教職員を育成します。
支援バイブルの活用	職員・教職員が複雑かつ多岐にわたる様々な課題に横断的に適切な対応が図れるよう、子育てに関する支援バイブルを作成し活用します。
民生委員・児童委員の資質向上	日ごろより地域での身近な相談役、行政とのパイプ役である民生委員を対象に、自殺問題に対する理解を深める研修を実施し、委員の資質向上を目指します。

2-3 SOSを発信できる人を増やす取組の推進

近年、若年層の自殺の増加が問題になっています。未来ある子ども達が、かけがえのない命の大切さを理解し、悩んだ時は身近な人に SOS を発信できる力を得られる教育活動に取り組みます。

取組	取組内容
児童・生徒に対する命や性に関する教育の充実	道徳、保健、総合的な学習の時間等の全教育活動を通じて、自分の命や性に関わる問題や一人で悩みを抱えこまず困ったら SOS を発信することについて指導します。

命を支える活動紹介 ～教育現場の取組～

小学校や中学校では、道徳の授業において、「命の尊さ」を題材とした授業、保健体育では、発達段階に応じて「健康な生活」「心身の発達と心の健康」などの授業を、年間指導計画に位置付け意図的・計画的に取り組んでいます。

また、人権週間を通して、一人ひとりの違いを認め、自分や仲間の良いところを見つけ、それぞれが大切な存在であることを知る機会としています。



目標3 生きやすさを支える事業の展開

取組の方向性

- 3-1 自己肯定感の向上につながる活動の推進
- 3-2 住民等の関心と理解を深める取組
- 3-3 多様な手段による情報発信

3-1 自己肯定感の向上につながる活動の推進

自殺対策は、生きることの阻害要因を減らす施策だけでなく、生きることの促進要因となる自己肯定感や他者との信頼関係、生きがいづくりによって自殺リスクを減らすことができます。地域社会と関わりを持ち、生きることに希望が持てる事業に取り組みます。

取組	取組内容
アクティブシニアの推進	地域社会と関わる機会が少ないと言われる男性シニアの地域参加を支援し、地域社会との結びつきを図るため各種講座を開催します。
高齢者の生涯学習活動の推進	高齢者を対象とした講座を実施し、高齢者自らが学習できる機会を提供します。また、70歳以上の高齢者を対象に、公共施設の無料利用証を交付し、高齢者の活動の場を広げます。
介護予防教室の充実	高齢者がいつまでも元気に過ごせるために、「いきいき運動教室」や「地域型介護予防教室」などの介護予防事業を実施します。
シルバー人材センターへの支援	働く意欲のある高齢者に対し、生きがいとやりがいを持てる社会的な役割を提供し、就業を通じた社会参加・社会貢献を促進するシルバー人材センターの活動を支援します。
ボランティアセンターへの支援	各種ボランティア活動や講座への参加を促し、社会参加を推進するボランティアセンターの活動を支援します。
児童・生徒に対する命や性に関する教育の充実【再掲】	道徳、保健、総合的な学習の時間等の全教育活動を通じて、自分の命や性に関わる問題や一人で悩みを抱えこまず困ったらSOSを発信することについて指導します。
保護者への養育支援	家庭や保護者の子どもとの上手なコミュニケーション方法を学ぶ「子育て講座」等を通じて、子どものやる気や自己肯定感の向上を図ります。

3-2 住民等の関心と理解を深める取組

自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こりうることです。住民一人ひとりの理解や周囲への気づきも大切なことから、広く市民に正しい知識、相談窓口や各種サービスの情報が届くよう、積極的に周知と啓発を図ります。

取組	取組内容
自殺対策の周知	3月の自殺予防月間、9月の自殺予防週間を活用しながら啓発活動や関連事業を実施し、市民等の関心と理解を高めます。
相談窓口や各種サービス等の情報提供	チラシやパンフレット、または市ホームページを活用して、困りごとの相談窓口等を広く周知します。
講座やイベント等の実施	ゲートキーパー養成講座や市民講座等、多様な世代に対し理解を深める事業を実施します。

3-3 多様な手段による情報発信

市広報紙やホームページをはじめ、世代を問わずインターネットが普及している中、インターネットの利便性を最大限に活用しながら、自殺問題に関する理解を深めるための啓発や相談窓口などの必要な情報を発信します。

取組	取組内容
広報よしかわや市ホームページの活用	市民が情報を得る上で最も身近な情報媒体である広報よしかわ等を活用して、各種相談窓口や制度を市民に広く周知します。
SNS等を活用した情報発信	手軽に情報を得ることができるSNSやアプリケーション等を活用しながら情報発信を行います。
リーフレット等の設置	市役所や公共施設に限らず、市内の事業所等の協力を得ながら設置します。
児童・生徒を対象とした啓発グッズの検討	児童生徒が興味を持つチラシ等の作成を検討し実施します。
新成人に対する啓発	成人式を機会に、参加者に対し悩みを一人で抱え込まずに相談することを周知するための啓発物を配布します。

目標4 ひとりで悩みを抱えこまない環境づくり

取組の方向性

- 4-1 地域の見守りの強化と孤独・孤立の予防 《重点》
- 4-2 生活支援の充実
- 4-3 居場所づくりの推進

4-1 地域の見守りの強化と孤独・孤立の予防 《重点》

自殺に至る背景の一つとして「孤立」があります。

本計画では、「高齢者」の孤独・孤立予防を重点的取組と位置付け、地域の見守り体制の強化や地域活動を支援し、社会と人がつながる地域づくりを進めます。

取組	取組内容
要援護者見守りネットワーク事業の推進	市と協定事業所、関係機関が連携して、虐待、ひきこもり、孤立等の異変を早期に発見し、必要な対策につなげるとともに、被害等を未然に防ぐ対策を行います。また、市民に対して理解を広げ、重層的な地域の見守り体制を構築します。
一人暮らし高齢者等見守り事業の充実	一人暮らしの高齢者や障がい者に対し、民生委員から直接安心リュック等を配付することで、一人暮らし高齢者等と民生委員との関係を築き、日ごろの見守りによって高齢者等の孤立を防ぎます。
地域交流の促進	高齢者等が地域で孤立することなく、安心して暮らせる地域づくりを目指し、日常生活の範囲に地域住民が主体となって企画運営を行う地域サロンの開設を促進します。
パートナー収集の推進	自力でゴミ出し困難な高齢者等への支援を通じて、孤立になりがちである一人暮らし高齢者や障がい者等を支援します。
自治会活動や市民活動団体への支援	各自治会におけるコミュニティ意識の醸成や、市民活動団体による公益的・公共的活動の推進を図り、地域における見守り・声掛け、孤独にさせない地域づくりを図ります。

命を支える活動紹介 ～吉川市要援護者見守りネットワーク～

要援護者見守りネットワークは、高齢者等の孤独死や虐待等の早期発見や消費者被害防止を目的に、市や警察、地域包括支援センターなどの関係機関と、市内事業者が情報共有しながら、地域全体で要援護者の見守りや声かけを行っています。

今後も、地域の見守り役となる協定事業者を増やしていくほか、市民を対象とした協力者を増やし、地域の見守り体制の充実を図ります。



4-2 生活支援の充実

高齢者や障がい者、ひとり親家庭など社会的に弱い立場にある人に対する、経済的支援や生活支援サービスの充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる生活基盤の安定を支援します。

取組	取組内容
高齢者に対する生活支援	生活に不安のある高齢者に対し、家賃助成や緊急通報システムの貸与を行います。また、日常生活に介護や支援が必要になった場合は、介護サービスや生活支援サービスを提供します。
障がい者に対する生活支援	在宅で生活する障がい者に対し、ヘルパーの派遣、補装具や日常生活用具の給付、手当の支給等、自立した生活に向けた支援を行います。
子育てに関する生活支援	保育事業をはじめ、病児・病後児の預かりや早朝・夜間など緊急時の預かり、宿泊を伴う児童の預かりを行う緊急サポート事業を行い、保護者の仕事と育児の両立を支援します。
外国人に対する生活支援	多言語ガイドブックの配布や翻訳・通訳ボランティアの実施等により、生活に必要な情報提供を行うとともに、吉川市国際友好協会主催の「日本語教室」を共催し、市内で生活する外国人等の日本語取得を支援します。
生活困窮者に対する生活支援【再掲】	経済的困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、必要に応じて生活保護や住居確保給付金等の制度を活用しながら生活の自立を支援します。

4-3 居場所づくりの推進

自殺に至る背景の一つである「孤立」を防ぐため、身近な地域を拠点に、市民が主体となった地域交流の場などの居場所づくりを推進します。また、地域住民が主体的に居場所づくりに関わることで、生きがいづくりに繋がります。

取組	取組内容
地域交流の場の促進 【再掲】	高齢者等が地域で孤立することなく、安心して暮らせる地域づくりを目指し、日常生活の範囲に地域住民が主体となって企画運営を行う地域サロンの開設を促進します。
ふれあいデイサービスの実施	家に閉じこもりがちな独居または日中独居の高齢者を対象に、地域との交流の場を提供するとともに、介護予防を図ります。
地域活動支援センターの活用	障がい者の日中の居場所や社会参加の場を提供します。
子育て支援センターの充実	子育て中の保護者が子どもと一緒に立ち寄れる場所を提供し、子育てに関する情報提供を行います。また、子育て相談や体験を通じて親子で遊ぶ楽しさを学ぶ子育て講座、出前講座等を実施します。
児童館の活用	児童館において、体力増進事業、体験活動事業、子育て支援事業等、健全な遊びを通して子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助します。
地域寺子屋事業等の支援	夏休み等の長期休業期間中、集会所等を開放して子どもたちの居場所をつくり、地域の方が勉強や遊びを見守ることで、世代間交流や地域の活性化を図る「地域寺子屋」の実施を支援します。
子ども食堂等の設置支援	子ども食堂等が地域に根差した活動ができるよう、子ども食堂等を実施する団体と日常的なつながりを持つとともに、子ども達にとって身近なところに設置されるよう、様々な団体と連携を図ります。

命を支える活動紹介 ～みんなの食堂 ころあい～

吉川団地名店街にある「みんなの食堂 ころあい」は、介護事業を運営する社会福祉法人福祉楽団のバックアップと、調理するボランティア、食材寄付によって、週3回（月・水・金）夕食を提供する子ども食堂の活動をしています。利用できるのは子どもに限らず、一人暮らしの高齢者や親子連れなど誰でも利用できます。



目標5 地域連携による自殺防止

取組の方向性

- 5-1 包括的な支援のための連携の推進
- 5-2 自殺未遂者等への支援

5-1 包括的な支援のための連携の推進

自殺に至るまでの背景は、さまざまな要因が重なりあっているため、単一の窓口では自殺のリスクを減らすことは困難です。各分野の窓口や関係機関などが情報共有し包括的な支援が行えるよう、関係機関との連携を推進します。

取組	取組内容
要援護者見守りネットワーク事業の推進 【再掲】	市と協定事業所、関係機関が連携して、虐待、ひきこもり、孤立等の異変を早期に発見し、必要な対策につなげるとともに、被害等を未然に防ぐ対策を行います。また、市民に対して理解を広げ、重層的な地域の見守り体制を構築します。
就労機関等との連携	就労に向けた意欲を持ちながらも、様々な理由で仕事に就くことが困難な若者に対し、自立就労支援を行う地域若者サポートステーションや、ハローワークなどの関係機関との連携を図ります。
子育て世代包括支援センターの設置 【再掲】	子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
医療機関との連携	医療機関において、患者が地域での生活に不安があり、行政や関係機関等の支援が必要な場合には、必要に応じて関係機関へつなぐ体制を整備します。
庁内連携による自殺リスクの早期発見	税や利用料の滞納相談や生活相談を通じて、社会的困難に至る要因があった場合は、速やかに関係機関につなぎ、必要に応じて横断的に支援します。

5-2 自殺未遂者等への支援

自殺未遂者の再企図は、自殺対策においては重要な課題です。救急搬送された自殺未遂者に対して、退院後の地域生活が維持できるよう、医療関係者や行政、関係機関が連携し必要な支援を行う体制を推進します。

また、自殺があった場合、公的機関として最初に介入する立場にある警察官や消防隊員に対し、自殺未遂者やその家族に対し必要な助言ができるよう、市の自殺対策に関する情報を提供する体制を構築します。

取組	取組内容
地域移行支援・地域定着支援の推進	精神科病院に入院している精神障がい者や施設に入所している障がい者が、地域での生活に移行するための支援や、地域において単身等で生活する障がい者が緊急時に相談できる連絡体制を確保し、相談及び必要な支援を行います。
警察や消防との連携体制の構築	警察官や消防隊員に対し、自殺対策に関する関係機関の窓口について情報提供するとともに、関係機関との情報共有のしくみを整備します。

第5章

自殺対策計画を効果的に 推進するために

1 指標の設定

(1) 国・県の数値目標

自殺総合対策大綱では、2026年までに、2015年（平成27年）と比べて、自殺死亡률을30%以上減少させ、先進諸国の水準まで引き下げ、13.0以下にすることを目標としています。

また、埼玉県では埼玉県自殺対策計画において、2020年までに、2015年（平成27年）と比べて、自殺死亡률을13.3%減少させ、15.6を目標としています。

	自殺死亡률		
	2015年（H27）	2020年	2026年
国	18.0	—	13.0
埼玉県	18.5	15.6	—

(2) 市の数値目標

本市の自殺対策計画の目標指標は、国・県の指標を勘案し、計画期間の最終年である2022年までに、2017年（平成29年）と比べて、自殺死亡률을15%減少させ、14.0、さらに2026年までに30%以上減少させ11.7を目標とします。

	自殺死亡률		
	2017年（H29）	2022年	2026年
吉川市	16.8	14.0 (2017年比▲15.0%)	11.7 (2017年比▲30.3%)

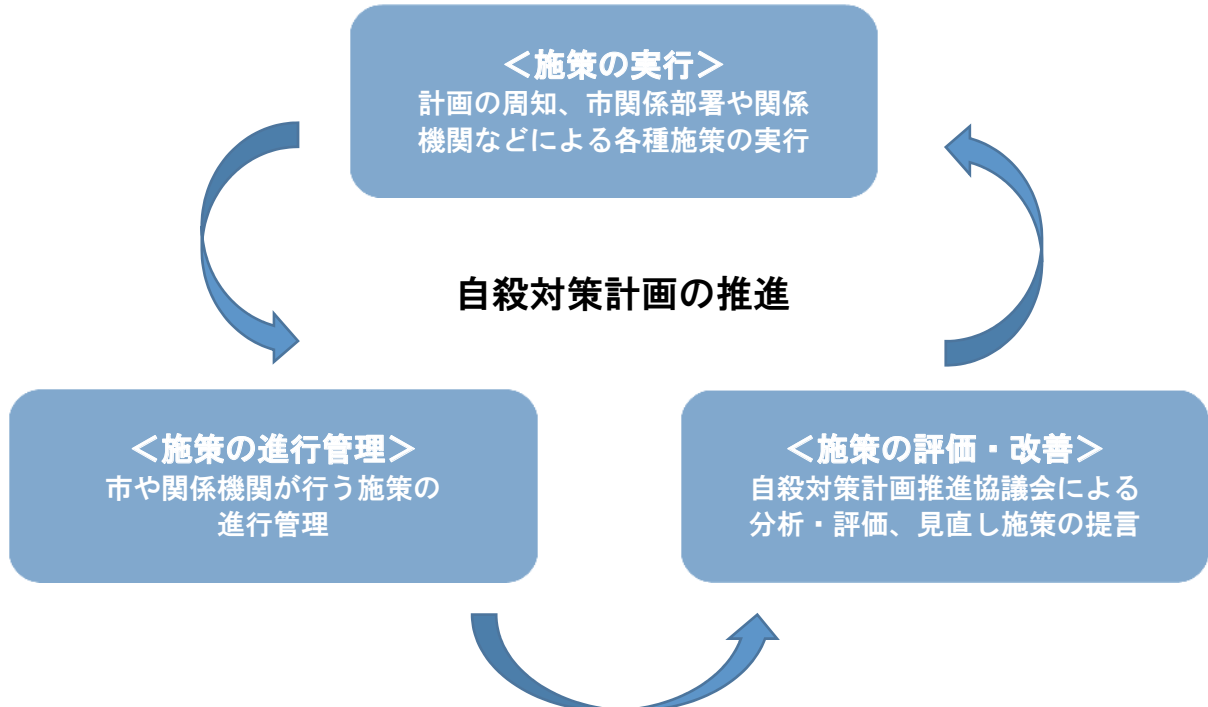
2 関係機関との連携と施策の進行管理

(1) 関係機関との連携

本計画は、自殺対策の推進に関する事項を一体的に定めたものであることから、庁内関係部署や関係機関の役割を明確にして取り組むことが重要です。関係部署や関係機関の共通理解のもと、連携を一層強化し円滑な計画の推進を図ります。

(2) 自殺対策計画推進協議会の設置

本計画の円滑かつ確実な推進のため、市民や団体、関係機関の代表者などで構成する「吉川市自殺対策計画推進協議会」を設置し、各施策の進行状況を把握・分析・評価するとともに、実効性のある施策の実現に向けた提言などを行います。



資料編

1 吉川市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、市の自殺対策計画案（以下「計画案」という。）を策定するため、吉川市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画案の策定に関し必要なこと。

2 委員会は、計画案を策定したときは、市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長の指定する医療又は保健機関から推薦された者
- (3) 市長の指定する教育機関から推薦された者
- (4) 市長の指定する福祉事業者から推薦された者
- (5) 市長の指定する労働機関から推薦された者
- (6) 市長の指定する保安機関から推薦された者
- (7) 公募市民
- (8) 市長の指定する関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第2項に規定する計画案の報告の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会議は、委員長が必要と認めるとき又は会議の決定があったときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、第2条第2項の規定による計画案の報告の日限り、その効力を失う。

2 吉川市自殺対策計画策定委員会委員名簿

	委員名	所属	区分
1	菊池 礼子	菊池臨床心理オフィス 元埼玉県精神保健福祉センター 精神保健福祉部長	学識経験者
2	若生 直樹	埼玉弁護士会越谷支部	学識経験者
3	津島 豊美	(社)吉川松伏医師会	医療又は保健機関から推薦された者
4	齋藤 真哉	埼玉県草加保健所	医療又は保健機関から推薦された者
5	前田 稔	吉川市小・中学校校長会	教育機関から推薦された者
6	浦上 利詠	(福)吉川市社会福祉協議会	福祉事業者から推薦された者
7	星座 正俊	(福)彩凜会	福祉事業者から推薦された者
8	谷口 尋子	(福)埼玉いのちの電話	福祉事業者から推薦された者
9	嶋田 敏晴	春日部労働基準監督署	労働機関から推薦された者
10	三津原 強	吉川警察署	保安機関から推薦された者
11	飯田 智子	健康増進課	関係行政機関の職員
12	窪田 和彦	学校教育課	関係行政機関の職員
13	木村 みのり	長寿支援課	関係行政機関の職員
14	薄田 千枝子	障がい福祉課	関係行政機関の職員
15	鈴木 康雄	商工課	関係行政機関の職員

3 自殺対策計画の展開（一覧）

目標	取組の方向性	取組
1 相談・支援体制の充実	1-1 こころとからだの相談支援 《重点》	健康相談の実施
		こころの健康相談の充実
		高齢者総合相談の実施
		障がいに関する相談窓口の充実
		女性総合相談の実施
		不登校やひきこもりの子どもへの支援
	1-2 生活困窮者に対する支援 《重点》	生活困窮者自立相談窓口の充実
		生活困窮者等に対する就労支援
		子どもの学習支援教室の実施
		消費生活センターによる相談支援
		就学援助金の支給
		各種貸付制度の活用
	1-3 職業的自立へ向けた支援	生活困窮者等に対する就労支援【再掲】
		障がい者に対する就労支援
		ひとり親家庭等の自立に向けた支援
		就職活動相談の実施
		労働相談の実施
	1-4 遺された人への支援	自死遺族等による自主活動の支援
	1-5 多様な相談支援体制の構築	市民相談
		高齢者総合相談の実施【再掲】
		障がいに関する相談窓口の充実【再掲】
子育て世代包括支援センターの設置		
配偶者暴力相談支援センターの設置		
犯罪被害者支援総合相談窓口の設置		
教育相談・学校相談の実施		
労働相談の実施【再掲】		

取組内容	担当部署
健康相談を実施し、市民の健康増進を図ります。	健康増進課
保健所との連携により、こころの健康相談の充実を図ります。	健康増進課
地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護・医療・福祉のあらゆる相談に応じ、行政や関係機関と連携しながら高齢者が安心して生活できるよう支援します。	長寿支援課
障がい者相談支援センターとともに、障がい福祉課窓口に自立支援相談員を配置し、生きづらさを感じている方の相談に応じます。また、こども発達センターに、発達に関する相談窓口を新たに設置します。	障がい福祉課
専門の婦人相談員が、家庭や人間関係の悩み等、女性が抱える悩み全般に関する相談に応じます。また、悩みに関する専門機関がある場合はつなぎます。	市民参加推進課
学校に通えない子どもが、学習支援や体験活動等を行う適応指導教室や、家庭訪問によるアウトリーチ支援を通して、生活の改善を図り学校復帰できるよう支援します。	学校教育課
経済的困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、世帯が抱える問題の解決につなげます。また、庁内部署や関係機関と連携を図りながら、必要に応じて生活保護や住居確保給付金等の制度を活用しながら生活の自立を支援します。	地域福祉課
生活保護受給者や生活困窮者のうち、就労が可能な人を対象に、ハローワーク等と連携しながら就労支援を行い、就労による自立を支援します。	地域福祉課
家庭の経済的な事情で学習塾に通えない中学生や高校生等を対象に、学習支援や進学に関する支援、高等学校進学者の中途退学防止に関する支援を行います。	地域福祉課
多重債務や契約トラブル等、多様化・複雑化する消費生活に関する相談等に対応し、消費者の利益保護に資するためのアドバイスや消費者と事業者間のトラブル解消を図ります。	商工課
経済的な理由により就学困難と認められる児童または生徒の保護者を対象に、学校における費用（学用品費、給食費、修学旅行費等）の一部の援助を行います。	教育総務課
社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度や、子育て支援課による母子父子寡婦福祉資金貸付制度等を活用し、生活の安定につなげます。	社会福祉協議会 子育て支援課ほか
生活保護受給者や生活困窮者のうち、就労が可能な人を対象に、ハローワーク等と連携しながら就労支援を行い、就労による自立を支援します。	地域福祉課
障がい者就労支援センターにおいて、障がい者の就労に関する困りごとや相談に応じ、就労を支援します。	障がい福祉課
ひとり親家庭の母または父が、就労に役立つ資格や技能を取得するための費用を一部支給するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、就職相談会等を実施します。	子育て支援課
就職に関する問題を抱えた求職者を対象に、キャリアコンサルタント等の専門相談員が相談に応じ、就職活動のアドバイス等の就労支援を行います。	商工課
社会保険労務士等の専門相談員が、賃金や労働時間、労働災害等、労働者と事業主との相談に応じ、安心して働ける環境づくりを支援します。	商工課
全国的に設置されている自死遺族の会を広く周知するとともに、自主活動を支援します。	地域福祉課
人権相談、困りごと相談等の各種相談を通じて、横断的に関係部署につなぎながら問題解決を図ります。	庶務課ほか
地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護・医療・福祉のあらゆる相談に応じ、行政や関係機関と連携しながら高齢者が安心して生活できるよう支援します。	長寿支援課
障がい者相談支援センターとともに、障がい福祉課窓口に自立支援相談員を配置し、生きづらさを感じている方の相談に応じます。また、こども発達センターに、発達に関する相談窓口を新たに設置します。	障がい福祉課
子育て世代包括支援センターを中心に、妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	健康増進課
配偶者等からの暴力被害に関する専門の相談機関として、相談や情報提供、専門的助言、関係機関との調整、一時保護等、被害者の安全確保と生活の自立に向けた各種支援を行います。	市民参加推進課
犯罪被害者支援総合窓口において、必要に応じ関係機関と連携しながら支援します。	危機管理課
少年センターや小中学校配置の学校相談員、スクールソーシャルワーカーが、非行や問題行動の防止対策と学校生活への適応のための相談に応じ、関係機関と連携しながらよりよい生活態度の樹立や成長に向けた支援を行います。	学校教育課
社会保険労務士等の専門相談員が、賃金や労働時間、労働災害等、労働者と事業主との相談に応じ、安心して働ける環境づくりを支援します。	商工課

目標	取組の方向性	取組
2 理解を深め行動できる人材の育成	2-1 「気づき」「つなぐ」人材の育成	ゲートキーパーの養成
		各種サポーター制度との連携
		人材育成活用事業の活用
	2-2 自殺対策を支える人材の育成	職員研修の実施
		教職員研修の実施
		支援パイプルの活用
		民生委員・児童委員の資質向上
2-3 SOSを発信できる人を増やす取組の推進	児童・生徒に対する命や性に関する教育の充実	
3 生きやすさを支える事業の展開	3-1 自己肯定感の向上につながる活動の推進	アクティブシニアの推進
		高齢者の生涯学習活動の推進
		介護予防教室の充実
		シルバー人材センターへの支援
		ボランティアセンターへの支援
		児童・生徒に対する命や性に関する教育の充実【再掲】
		保護者への養育支援
	3-2 住民等の関心と理解を深める取組	自殺対策の周知
		相談窓口や各種サービス等の情報提供
		講座やイベント等の実施
	3-3 多様な手段による情報発信	広報よしかわや市ホームページの活用
		SNS等を活用した情報発信
		リーフレット等の設置
		児童・生徒を対象とした啓発グッズの検討
		新成人に対する啓発

取組内容	関係部署
市民や事業者などを対象にゲートキーパー養成講座を実施し、自身の心の健康をはじめ、自殺問題に対する理解を深め、「気づき」「つなぐ」ことができる人材を育成します。	地域福祉課
市民が地域の見守り役となっている各種サポーター養成講座において、自殺問題への理解を深める視点を加えることで、地域における「気づき」「つなぐ」ことができる人材を増やします。	長寿支援課 市民参加推進課
「生涯学習メニューブック」に自殺防止対策やメンタルヘルスに関する人材や講座を募り掲載し、自殺対策に関する学習の機会の充実を図ります。	生涯学習課
職員自身の心の健康をはじめ、自殺問題に対する理解を深める研修を実施することで、窓口等での気づきとつながりができる職員を育成します。	政策室
教職員自身の心の健康をはじめ、自殺問題に対する理解を深める研修を実施することで、児童生徒の異変に気づき、支援につなぐことができる教職員を育成します。	学校教育課
職員・教職員が複雑かつ多岐にわたる様々な課題に横断的に適切な対応が図れるよう、子育てに関する支援バイブルを作成し活用します。	子育て支援課
日ごろより地域での身近な相談役、行政とのパイプ役である民生委員を対象に、自殺問題に対する理解を深める研修を実施し、委員の資質向上を目指します。	地域福祉課
道徳、保健、総合的な学習の時間等の全教育活動を通じて、自分の命や性に関わる問題や一人で悩みを抱えこまず困ったらSOSを発信することについて指導します。	学校教育課
地域社会と関わる機会が少ないと言われる男性シニアの地域参加を支援し、地域社会との結びつきを図るため各種講座を開催します。	長寿支援課
高齢者を対象とした講座を実施し、高齢者自らが学習できる機会を提供します。また、70歳以上の高齢者を対象に、公共施設の無料利用証を交付し、高齢者の活動の場を広げます。	長寿支援課
高齢者がいつまでも元気に過ごせるために、「いきいき運動教室」や「地域型介護予防教室」などの介護予防事業を実施します。	長寿支援課
働く意欲のある高齢者に対し、生きがいとやりがいを持てる社会的な役割を提供し、就業を通じた社会参加・社会貢献を促進するシルバー人材センターの活動を支援します。	長寿支援課
各種ボランティア活動や講座への参加を促し、社会参加を推進するボランティアセンターの活動を支援します。	地域福祉課
道徳、保健、総合的な学習の時間等の全教育活動を通じて、自分の命や性に関わる問題や一人で悩みを抱えこまず困ったらSOSを発信することについて指導します。	学校教育課
家庭や保護者の子どもの上手なコミュニケーション方法を学ぶ「子育て講座」等を通じて、子どものやる気や自己肯定感の向上を図ります。	子育て支援課
3月の自殺予防月間、9月の自殺予防週間を活用しながら啓発活動や関連事業を実施し、市民等の関心と理解を高めます。	地域福祉課
チラシやパンフレット、または市ホームページを活用して、困りごとの相談窓口等を広く周知します。	地域福祉課ほか
ゲートキーパー養成講座や市民講座等、多様な世代に対し理解を深める事業を実施します。	地域福祉課
市民が情報を得る上で最も身近な情報媒体である広報よしかわ等を活用して、各種相談窓口や制度を市民に広く周知します。	地域福祉課
手軽に情報を得ることができるSNSやアプリケーション等を活用しながら情報発信を行います。	地域福祉課
市役所や公共施設に限らず、市内の事業所等の協力を得ながら設置します。	地域福祉課
児童生徒が興味を持つチラシ等の作成を検討し実施します。	地域福祉課
成人式を機会に、参加者に対し悩みを一人で抱え込まずに相談することを周知するための啓発物を配布します。	地域福祉課

目標	取組の方向性	取組	
4ひとりで悩みを抱え込まない環境づくり	4-1 地域の見守りの強化と孤独・孤立の予防 《重点》	要援護者見守りネットワーク事業の推進	
		一人暮らし高齢者等見守り事業の充実	
		地域交流の促進	
		パートナー収集の推進	
		自治会活動や市民活動団体への支援	
	4-2 生活支援の充実	高齢者に対する生活支援	
		障がい者に対する生活支援	
		子育てに関する生活支援	
		外国人に対する生活支援	
		生活困窮者に対する支援【再掲】	
	4-3 居場所づくりの推進	地域交流の場の促進【再掲】	
		ふれあいデイサービスの実施	
		地域活動支援センターの活用	
		子育て支援センターの充実	
		児童館の活用	
		地域寺子屋事業等の支援	
		子ども食堂等の設置支援	
	5地域連携による自殺防止	5-1 包括的な支援のための連携の推進	要援護者見守りネットワーク事業の推進【再掲】
			就労機関等との連携
子育て世代包括支援センターの設置【再掲】			
医療機関との連携			
庁内連携による自殺リスクの早期発見			
5-2 自殺未遂者等への支援		地域移行支援・地域定着支援の推進	
		警察や消防との連携体制の構築	

取組内容	担当部署
市と協定事業所、関係機関が連携して、虐待、ひきこもり、孤立等の異変を早期に発見し、必要な対策につなげるとともに、被害等を未然に防ぐ対策を行います。また、市民に対して理解を広げ、重層的な地域の見守り体制を構築します。	地域福祉課
一人暮らしの高齢者や障がい者に対し、民生委員から直接安心リュック等を配付することで、一人暮らし高齢者等と民生委員との関係を築き、日ごろの見守りによって高齢者等の孤立を防ぎます。	地域福祉課
高齢者等が地域で孤立することなく、安心して暮らせる地域づくりを目指し、日常生活の範囲に地域住民が主体となって企画運営を行う地域サロンの開設を促進します。	長寿支援課
自力でゴミ出し困難な高齢者等への支援を通じて、孤立になりがちである一人暮らし高齢者や障がい者等を支援します。	環境課
各自治会におけるコミュニティ意識の醸成や、市民活動団体による公益的・公共的活動の推進を図り、地域における見守り・声掛け、孤独にさせない地域づくりを図ります。	市民参加推進課
生活に不安のある高齢者に対し、家賃助成や緊急通報システムの貸与を行います。また、日常生活に介護や支援が必要になった場合は、介護サービスや生活支援サービスを提供します。	長寿支援課
在宅で生活する障がい者に対し、ヘルパーの派遣、補装具や日常生活用具の給付、手当の支給等、自立した生活に向けた支援を行います。	障がい福祉課
保育事業をはじめ、病児・病後児の預かりや早朝・夜間など緊急時の預かり、宿泊を伴う児童の預かりを行う緊急サポート事業を行い、保護者の仕事と育児の両立を支援します。	保育幼稚園課、子育て支援課
多言語ガイドブックの配布や翻訳・通訳ボランティアの実施等により、生活に必要な情報提供を行うとともに、吉川市国際友好協会主催の「日本語教室」を共催し、市内で生活する外国人等の日本語取得を支援します。	市民参加推進課
経済的困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、必要に応じて生活保護や住居確保給付金等の制度を活用しながら生活の自立を支援します。	地域福祉課
高齢者等が地域で孤立することなく、安心して暮らせる地域づくりを目指し、日常生活の範囲に地域住民が主体となって企画運営を行う地域サロンの開設を促進します。	長寿支援課 社会福祉協議会
家に閉じこもりがちな独居又は日中独居の高齢者を対象に、地域との交流の場を提供するとともに、介護予防を図ります。	長寿支援課
障がい者の日中の居場所や社会参加の場を提供します。	障がい福祉課
子育て中の保護者が子どもと一緒に立ち寄れる場所を提供し、子育てに関する情報提供を行います。また、子育て相談や体験を通じて親子で遊ぶ楽しさを学ぶ子育て講座、出前講座等を実施します。	子育て支援課
児童館において、体力増進事業、体験活動事業、子育て支援事業等、健全な遊びを通して子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助します。	児童館
夏休み等の長期休業期間中、集会所等を開放して子どもたちの居場所をつくり、地域の方が勉強や遊びを見守ることと、世代間交流や地域の活性化を図る「地域寺子屋」の実施を支援します。	生涯学習課
子ども食堂等が地域に根差した活動ができるよう、子ども食堂等を実施する団体と日常的なつながりを持つとともに、子ども達にとって身近なところに設置されるよう、様々な団体と連携を図ります。	子育て支援課
市と協定事業所、関係機関が連携して、虐待、ひきこもり、孤立等の異変を早期に発見し、必要な対策につなげるとともに、被害等を未然に防ぐ対策を行います。また、市民に対して理解を広げ、重層的な地域の見守り体制を構築します。	地域福祉課
就労に向けた意欲を持ちながらも、様々な理由で仕事に就くことが困難な若者に対し、自立就労支援を行う地域若者サポートステーションや、ハローワークなどの関係機関との連携を図ります。	商工課
子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	健康増進課
医療機関において、患者が地域での生活に不安があり、行政や関係機関等の支援が必要な場合には、必要に応じて関係機関へつなぐ体制を整備します。	障がい福祉課
税や利用料の滞納相談や生活相談を通じて、社会的困難に至る要因があった場合は、速やかに関係機関につなぎ、必要に応じて横断的に支援します。	関係各課
精神科病院に入院している精神障がい者や施設に入所している障がい者が、地域での生活に移行するための支援や、地域において単身等で生活する障がい者が緊急時に相談できる連絡体制を確保し、相談及び必要な支援を行います。	障がい福祉課
警察官や消防隊員に対し、自殺対策に関する関係機関の窓口について情報提供するとともに、関係機関との情報共有のしくみを整備します。	地域福祉課

4 相談等の窓口

こころとからだに関する相談

相談窓口	連絡先	内容
吉川市障がい者相談支援センター すずらん	TEL 048-981-8510	障がいのある方やその家族の福祉サービスの利用に関することや、就労・病気・ひきこもりなどの相談（面接や訪問による相談は要予約）
こころの健康相談	草加保健所 TEL 048-925-1551	月1回、精神科医師による心の健康に関する相談（要予約）
埼玉県こころの電話	埼玉県精神保健福祉センター内 TEL 048-723-1447	心の健康や悩みに関する相談
精神科救急情報センター	埼玉県精神保健福祉センター内 TEL 048-723-8699	夜間・休日における、精神疾患を有する方や、そのご家族などからの緊急的な精神医療相談
埼玉いのちの電話	TEL 048-645-4343	24時間365日電話での相談 インターネットによる相談あり
暮らしとこころの総合相談会	TEL 048-782-4675	月2回、法律・生活・こころの健康などの複合的な相談（要予約）
心の健康 家族相談	埼玉県精神障害者家族会連合会 TEL 080-6685-2128	医療・ひきこもりなどの家族相談
吉川市保健センター	TEL 048-982-9803	健康相談全般
吉川市障がい福祉課	TEL 048-982-5238	障がいのある人の福祉サービスに関すること

子どもや青少年に関する相談

相談窓口	連絡先	内容
吉川市子育て世代包括支援センター	吉川市健康増進課内 TEL 048-982-9804	産前・産後のからだのことや育児のことなどの相談
子育て支援コーディネーター	吉川市子育て支援課 TEL 048-982-9529	子育てに関する情報提供やサービス利用にあたっての助言・支援
子どもと家庭の相談	吉川市子育て支援課 TEL 048-982-9529	子どもに関する保護者の悩みや家庭の問題に関する相談。家庭児童相談員が対応
ひとり親家庭などの総合相談	吉川市子育て支援課 TEL 048-982-9529	ひとり親家庭などが抱える問題に関する相談。母子・父子自立支援員が対応
教育相談	吉川市少年センター相談専用 TEL 048-981-3864	小・中・高校生や保護者が抱える学校や家庭での教育に関する相談（土日のみ要予約）
草加児童相談所	TEL 048-920-4152	子どもの福祉に関する相談
児童相談所全国共通ダイヤル	TEL 189	虐待疑いの通報受付。365日、24時間対応
子どもスマイルネット	TEL 048-822-7007	子育ての悩みやしつけ、いじめや体罰などあらゆる相談
さいたまチャイルドライン	TEL 0120-99-7777	18歳までの子ども専用相談。チャット相談あり

DVやパートナーに関する相談

相談窓口	連絡先	内容
吉川市配偶者暴力相談支援センター	吉川市市民参加推進課内 TEL 048-982-5968	配偶者や交際相手からの暴力に関する相談
吉川市女性総合相談	吉川市市民参加推進課 TEL 048-982-5968	女性が抱える悩み、夫婦・家庭・人間関係などの相談（要予約）
With Youさいたま 相談室	TEL 048-600-3800	DVやパートナーに関する相談全般

高齢者に関する相談

相談窓口	連絡先	内容
高齢者の総合相談	吉川市第1地域包括支援センター TEL 048-984-4766 吉川市第2地域包括支援センター TEL 048-981-5811 吉川市第3地域包括支援センター TEL 048-981-7158	高齢者の健康・介護・医療・福祉・生活に関する相談
吉川市長寿支援課	TEL 048-982-5118	高齢者サービスや介護保険など高齢福祉全般

労働に関する相談

相談窓口	連絡先	内容
吉川市就職活動相談	吉川市商工課 TEL 048-982-9697	求職者を対象にしたキャリアコンサルタントによる個別相談（予約優先、メール相談あり）
吉川市経営・労働相談	吉川市商工課 TEL 048-982-9697	市内中小企業者向けの経営に関することや、労働者と事業主との労働条件に関する相談
吉川市障がい者就労支援センター レゴリス	TEL 048-999-6509	障がいがある人の就労に関する相談
ハローワーク越谷	TEL 048-969-8609	職業相談・職業紹介・求人受付・障がい者の職業相談・職業訓練など
若者自立支援センター埼玉	TEL 048-255-8680	働きたいけど働けない若者や我が子の自立に悩む保護者の就業支援
地域若者サポートステーション	かわぐち若者サポートステーション TEL 048-255-8680 埼玉とうぶ若者サポートステーション TEL 048-741-6583	職業生活に向けて必要な知識・情報・スキル習得のための職業相談
ハローワーク浦和・就業支援サテライト	TEL 048-826-5601	働き方やライフスタイルの相談から職業紹介まで対応
埼玉県女性キャリアセンター	TEL 048-601-1023	女性の仕事・就職に関する相談
埼玉県労働相談センター	TEL 048-830-4522	賃金・退職金・労働時間など労働条件や採用や退職など労働管理上の問題など（インターネット相談あり）

生活やお金に関する相談

相談窓口	連絡先	内容
吉川市生活困窮者自立支援相談	吉川市地域福祉課 TEL 048-982-9602	住まいや仕事、経済的な相談
吉川市消費生活相談	消費者ホットライン TEL 188 吉川市商工課内 TEL 048-982-9697	多重債務や契約トラブル、悪質商法などの相談
市民相談	吉川市庶務課 TEL 048-982-9458	無料の各種相談を開設（相談によっては要予約） 相談の種類：法律相談、税務相談 行政相談、困りごと相談、人権相談など
吉川市社会福祉協議会	TEL 048-981-8750	生活福祉資金や出産費つなぎ資金などの各種貸付相談

吉川市自殺対策計画

2019年3月

編集・発行

吉川市

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

吉川市こども福祉部地域福祉課

電話 048-982-5111 (代表)

FAX 048-981-5392

市ホームページ <https://www.city.yoshikawa.saitama.jp>

吉川市自殺対策計画

2019年3月

編集・発行

吉川市

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

吉川市こども福祉部地域福祉課

電話 048-982-5111 (代表)

FAX 048-981-5392

市ホームページ <https://www.city.yoshikawa.saitama.jp>

